

地方創生に関する 都道府県・指定都市担当課長説明会 資料



総務省

平成27年4月3日

目次

- 地域力創造関係(地域経済の好循環拡大に向け必要な取組について)
..... 3~37P
- 地方財政関係(まち・ひと・しごと創生事業費等について).....38~45P
- ICT関係(ICTによる地方創生等について).....46~57P

地域経済の好循環拡大に向けて ～地域の経済構造改革の推進～

自治体が核となって、地方からGDPを押し上げ

最重要課題

○ 地方創生=人口減少下における地域経済の好循環の実現

地方に「しごと」をつくり、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環

○ 国民所得（税・保険料等の源泉）と社会保障負担とのバランス

社会保障負担 ～ 高齢化に伴い増加傾向

GDP ～ 強い経済により増加させることが不可欠

⇒ 自治体が核となって、地方からGDPを押し上げることが必要

求められること

○ 「しごと」をつくる=新事業の立ち上げ=GDPの押し上げへ

地方では、特に、自治体が核となって地域金融機関等との連携が重要（産・学・金・官地域ラウンドテーブル）

GDP≒人件費+企業利潤+設備投資
→GDPの押し上げには、企業（新事業）
の立ち上げが有効

※参考：先行モデルにみる効果実証（推計）
[地域経済循環創造事業交付金交付対象197事業]
・約200億円（フロー）のGDP押し上げ効果
・初期投資額（ストック）約140億円

地域経済の好循環拡大に向けて ～地域の経済構造改革の推進～

自治体が核となって、地方からGDPを押し上げ

～新規事業立ち上げのための課題と対応策～

課題

- **資源**（農産物、木材、地場産品、
景観・自然等）
- **融資資金**（地域金融機関の資金）
（461兆円）
- **労働力**（不足）
- **リスクマネー**（不足）
（投資資金）

対応策

- **結合（イノベーション）**
創業支援事業計画に基づき
様々なビジネスモデルを構築
- **ICTによる生産性向上**
（地域サービスイノベーションクラウド）
- **外部人材の活用、移住の推進**
（全国移住ナビ等）
- **自治体を核とした新規事業の立ち上げ支援**
（創業支援事業計画を関係省庁が横串で連携して支援）

地域の総力を挙げて地域経済の好循環拡大に向けた取組が必要

創業支援事業計画の策定状況

団体名	創業支援事業計画の策定状況		
	①策定済み	②策定中又は 策定予定	③現時点では策定 する予定がない
北海道	7	6	166
青森県	3	7	30
岩手県	4	11	18
宮城県	5	2	28
秋田県	2	17	6
山形県	3	6	26
福島県	9	5	45
茨城県	7	13	24
栃木県	5	11	9
群馬県	5	2	28
埼玉県	14	49	0
千葉県	14	17	23
東京都	28	17	17
神奈川県	9	3	21
新潟県	6	10	14
富山県	5	2	8
石川県	4	9	6
福井県	4	13	0
山梨県	0	5	22
長野県	15	25	37
岐阜県	7	25	10
静岡県	7	20	8
愛知県	12	17	25
三重県	7	22	0
滋賀県	5	13	1
京都府	3	23	0
大阪府	19	24	0
兵庫県	8	18	15
奈良県	1	11	27
和歌山県	2	10	18
鳥取県	19	0	0
島根県	6	4	9
岡山県	5	22	0
広島県	8	15	0
山口県	4	6	9
徳島県	2	17	5
香川県	1	6	10
愛媛県	3	4	13
高知県	0	3	31
福岡県	6	54	0
佐賀県	1	2	17
長崎県	6	15	0
熊本県	4	40	1
大分県	10	8	0
宮崎県	2	8	16
鹿児島県	3	14	26
沖縄県	1	4	36
計	301	635	805
	936		

地域経済イノベーションサイクルを核とした地域の経済構造改革

Reform of Local Economic Structure

連携中枢都市圏

集約とネットワークによる地域全体の経済性の向上

定住自立圏

為替リスクに左右されない力強い地域の経済構造改革の推進

産・学・金・官地域ラウンドテーブルによる地域の経済構造改革
～生産性（所得）の向上に向けて～

ローカル10,000プロジェクト

創業支援事業計画(産業競争力強化法)に基づき、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を1万事業程度立ち上げ

- ・地域経済循環創造事業交付金
- ・販路開拓支援等(ジェトロ・中小機構との連携等)
- ・分散型エネルギーインフラプロジェクト

新規企業

生産性向上(賃金上昇)

即戦力確保

Iターン
Jターン
Uターン

地域の
人材

高生産性企業への失業なき労働移動支援事業

起業家誘致・
人材サイクル事業

大都市圏の
企業等のマネ
ジメント人材

全国移住ナビ

移住・交流情報ガーデン

公共施設オープン・リノベーション

～公共施設の機能集約と民間開放によるプロフィットセンター化～

地域サービスイノベーションクラウド(公共クラウド)

～官民共通システムによる中小企業の生産性向上を支援～

地域経済の好循環拡大に向け必要な取組

1 ローカル10,000プロジェクト (生産性の高い地域密着型企業の立ち上げを支援し、雇用と所得を確保)

- 創業支援事業計画に基づき、地域の資源と資金を結びつけて、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を次々と立ち上げ、雇用を確保し、地元の経済活動を拡大（1計画あたり5～6事業立ち上げ）

2 分散型エネルギーインフラプロジェクト (地域冷暖房システムにより地域内資金循環を創造)

- 間伐材等を活用した地域エネルギーシステムを導入し、公共施設など中心部のエネルギー料金を活用して、山間部を含めて、地域の経済循環を創造し、雇用と所得を生み出す

3 自治体インフラの民間開放 (美術館・市役所等の公共施設、介護業務支援システムなどの情報インフラ)

- 美術館や市役所等の公共施設のスペースを意欲ある民間事業者を提供し、新規事業の立ち上げなどを後押し（公共施設オープン・リノベーション）
- 自治体の保有する情報システム資産を、介護サービス等の中小事業者の業務支援システムに活用し、地域企業の生産性の向上に寄与（地域サービスイノベーションクラウド）

4 地域経済グローバル循環創造事業 (ジェトロ・中小機構と連携し、グローバルデータベースを整備)

- 市町村において対日直接投資等の窓口を設置し、地域経済に貢献する外国企業を誘致するとともに、地域資源の新たな可能性を求めて、海外展開を推進

全国移住ナビ

移住・交流情報データベースの案内

🔍 ご検索のご提案 ① よくあるご質問

ようこそ 全国移住ナビへ

内閣府 大臣
安倍 晋三

自然と暮らす。街で暮らす。
自分に合った暮らし探し
～好きな自治体を見つけて、移住を考えてみよう～

詳しくはこちら

お住まいの
都道府県
8 仕事
9 住まい
13 子育て

地図から探す

お住まいの都道府県・市区町村を指定してください。
地域の都道府県をドラッグすると、市区町村の範囲が赤くなります。

都道府県(市区町村)名で検索

暮らしイメージ

仕事から探してみる

求人・求職から探す

➔

住まいから探してみる

物件情報から探す

生活環境・
交通から探してみる

駅・バス・道路情報から探す

➔

希望条件から住まいを探す

希望条件から探す

生活環境・
交通から探してみる

駅・バス・道路情報から探す

➔

自然環境から探してみる

自然環境から探す

動画で探そう～3分で行ける素敵な地方の暮らし～

今日の自治体

〇〇県〇〇市

地域に馴染んだ、街の暮らし

〇〇県〇〇市

週末の自然が身近にある暮らし

〇〇県〇〇市

定年後に農業を始めたい暮らし

〇〇県〇〇市

農業を業としていいたい暮らし

動画の検索・お気に入りから探す 🔍

おすすめの自治体から探す ➔

お探しのリスト

～全国からあなたが見つけた自治体になる自治体～

気になる自治体(仕事・住みやすい自治体のイメージから追加してください)		気に入った自治体(自治体の魅力を追加した自治体)	
〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市
〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市
〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市
〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市
〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市
〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市
〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市
〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市
〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市

全国の自治体からのお知らせがあります。お知らせの内容をドラッグしてください

移住セミナーのお知らせ	地域おこし協力隊のお知らせ	移住・定住イベント情報	特別な暮らしのお知らせ	農林・漁業などの暮らしの案内
2015年01月31日 (日) EOC01	東京都江東区葛飾区OC01江東区との交流を促進します。	2015年01月27日 (土) EOC04	「おうちでできる移住」をテーマにしたセミナーを開催します。	2015年01月16日 (金) EOC03
2015年01月18日 (日) EOC04	「おうちでできる移住」をテーマにしたセミナーを開催します。	2015年01月18日 (日) EOC04	「おうちでできる移住」をテーマにしたセミナーを開催します。	2015年01月18日 (日) EOC04

地域を拡大して

全部 一覧へ

お知らせに関するお問い合わせはこちら

おうちの歴史・文化を大切に
「ふるさとプロジェクト」を推進!

地域を拡大して働く人の
活躍の場を広げたいです

地域から活躍へ
地域を拡大して働く人の
活躍の場を広げたいです

地方が「まち」の中心
「ふるさとプロジェクト」を推進!

地域の魅力を
地域を拡大して働く人の
活躍の場を広げたいです

地域の魅力を
地域を拡大して働く人の
活躍の場を広げたいです

Copyrights Zankaku Inc. 2015 All Rights Reserved

全国移住ナビ（先行自治体の入力例を参考に入力をお願いするもの）

1 検索用のデータベース入力

○ 仕事情報

次のデータについては、総務省において登録します。

- ・ハローワークの求人情報(約100万件)【4月中に登録予定】
- ・新規就農相談センターの求人情報(約100件)【4月中に登録予定】
- ・民間求人情報会社が提供する求人情報(約3万件)【登録済】

※各自治体のおすすめ仕事情報の入力をお願い致します。

○ 住まい情報

住まい情報は民間不動産会社等によりデータ入力、更新を行うため、地域の民間不動産会社等へデータ登録依頼等の手配をお願い致します。なお、自治体において、おすすめ住まい情報の入力をお願い致します。

○ 観光情報

「公共クラウドシステム」の地域観光情報を活用するため、各自治体においては、「地域の元気創造プラットフォーム」内の「公共クラウドシステム」の「地域観光情報クラウド」において地域観光情報の登録及び更新をお願い致します。

○ 体験情報

各自治体において、移住者の体験情報のデータ登録、更新をお願い致します。

※体験情報のカテゴリは、次のとおりとし、体験情報ごとに2個ずつ指定可能です。

【体験情報のカテゴリ】「移住のきっかけ」「住環境と生活」「仕事と働き方」「移住した地域」「家族・子育て」「医療・福祉」「定年後の新たな生活」「輝く人達」

2 ローカルホームページの作成について

4月中旬には「全国移住ナビ」をWeb上で公開する予定ですので、4月10日までに各自治体のローカルホームページ内の「お問合せ先」に、担当部署や担当者名、NPO法人等の協力していただける方の連絡先の登録をお願い致します。

3 移住プロモーション動画の作成について

移住プロモーション動画の作成及び「全国移住ナビ」への動画登録をできるだけ早期にお願い致します。

全国移住ナビ（先行自治体の入力例を参考に入力をお願いするもの）

4 ローカルホームページ、移住プロモーション動画キャンペーンについて

「全国移住ナビ」開設キャンペーンの一環として、「ローカルホームページ」及び「移住プロモーション動画」についてコンテストを検討中（平成27年6月～8月を目途）。

(1) ローカルホームページの評価方法

以下の指標等を参考にコンテストのやり方を検討

- ・当該ローカルホームページへのアクセス回数
- ・見られたページ数
- ・当該ローカルホームページへのリピート数
- ・担当者への問合せ件数（電話、メール等による問合せ）

(2) 移住プロモーション動画の評価方法

以下の指標等を参考にコンテストのやり方を検討

- ・動画が見られた回数
- ・その動画をお気に入りリストに登録した人の累計

5 お知らせ情報の入力について

各自治体において、お知らせ情報の登録を行ってください。

※お知らせ情報の登録にあたっては、分類ごとに行うものとし、分類は次のとおりです。

【お知らせ情報の分類】

「移住セミナーのお知らせ」「地域おこし協力隊等のお知らせ」

「祭り・定期イベント情報」「特別な催しのお知らせ」「教育・医療などの暮らしの強み」

6 コンテンツの作成に要する経費の措置

「全国移住ナビ」に登録するコンテンツである移住プロモーション動画、居住・就労・教育・医療介護・景観等の登録データ等の作成に対して特別交付税措置を講じます。（算入率0.5）

※プロモーション動画制作経費 500万円

なお、プロモーション動画においては、コンテストを行う予定であり、3分、500万円以下での制作をお願いします。

※全国移住ナビへの各種データ登録経費 300万円

「移住・交流情報ガーデン」の開設

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 地方自治体や関係省庁とも連携し、「全国移住ナビ」を活用して総合的な情報提供を実施。

地方への移住や地方との交流に興味を持っている都市住民、団体

相談

＜移住・交流情報ガーデン＞
ワンストップ支援窓口

※国の各府省とも連携

- ・厚生労働省(仕事情報)
- ・農林水産省(就農支援情報) 等

※自治体等が実施する短期のPRイベントの場としても活用可



(ガーデン館内)



(3/28開催 移住フェアの様様)



[所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル
[アクセス] JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分
地下鉄/東京メトロ銀座線 京橋駅より徒歩5分
東京メトロ銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

自治体による移住関連情報の提供や相談支援等への地方財政措置

【施策概要】

- 地方公共団体が実施する移住体験、移住者に対する就職・住居支援等について平成27年度より地方財政措置を創設。

取組の内容

	地方団体の取組	国の支援
①情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・移住相談窓口の設置 ・各団体のHP、東京事務所等による情報発信 ・首都圏等で開催するイベント等への相談ブースの設置、移住セミナーの開催等 ・「全国移住ナビ」に登録するコンテンツの作成 	<p>I. 地方団体が実施する移住・定住対策に要する経費に対する特別交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左の①～④の対象事業に要する経費(人件費を除く。)を対象 ※ 対象経費は直接移住・定住に係るもの(観光等の他事業と絡めた複合事業や地域づくり事業は対象外)、移住・定住者のみを対象としたもの(既存の住民も対象としたものは対象外)に限る <p>II. 「移住コーディネーター(仮称)」の設置に要する経費に対する特別交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左の⑤の移住・定住に関する支援を行う者(「移住コーディネーター(仮称)」を設置する場合の報償費等及び活動経費を対象
②移住体験	<ul style="list-style-type: none"> ・移住体験ツアーの実施 ・移住体験住宅の整備 ・UIターン産業体験(農林水産業、伝統工芸等) 	
③就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョブカフェ、ふるさとハローワークによる職業紹介、就職支援 ・新規就業者(本人、受入れ企業)に対する助成 	
④住居支援	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクの運営 ・住宅改修への助成 	
⑤移住・定住後の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・定住相談員等による支援 	

I 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(1) 地域産業の競争力強化

- ・「ローカル10,000プロジェクト」の推進（地域経済イノベーションサイクル等）
- ・分散型エネルギーの推進（分散型エネルギーインフラプロジェクト）
- ・自治体とジェトロ等との連携（地域経済グローバル循環創造事業）

II 地方への新しいひとの流れをつくる

(1) 地方移住の推進、地方拠点機能強化、地方採用・就労拡大の推進

- ・「全国移住ナビ」の整備
- ・「全国移住促進センター（仮称）」の開設（移住・交流情報ガーデン）
- ・「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」の統合拡充

III 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(1) 「小さな拠点」（多世代交流・多機能型拠点）の形成

- ・集落ネットワーク圏の形成

(3) 地域連携による経済・生活圏の形成

- ・連携中枢都市圏の形成の促進
- ・定住自立圏の形成の促進

まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）

Ⅲ 今後の施策の方向

2. 政策パッケージ

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(イ) 地域産業の競争力強化（業種横断的取組）

「ローカル10,000プロジェクト」

「地域経済グローバル循環創造事業」

【主な施策】

◎ (1)-(イ)-① 包括的創業支援（創業による新たなビジネスの創造や第二創業等の支援、大企業を含むベンチャー創造協議会の活用、ベンチャー企業とのネットワーク形成、個人の起業の推進、官公需への新規中小企業者の参入促進）
地域に新たなビジネスや雇用を創出し、地域を活性化させるためには、地域における起業や第二創業を支援していくことが重要である。具体的には、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）における創業支援事業計画に基づき、地方公共団体が核となって地域密着型企業の立ち上げを支援する「ローカル10,000プロジェクト」の推進、「ビジネスプラン・グランプリ」の開催による創業マインドの向上、第二創業者に対する支援、ベンチャー企業や大企業等からなる「ベンチャー創造協議会」の活用によるビジネスマッチングの促進などを進めると同時に、国内外のベンチャーキャピタル等と連携した創業期のベンチャー企業への技術開発等の助成、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）の改正による受注機会の拡大、クラウド・ファンディング等の手法を用いた小口投資・寄付等（ふるさと投資）の活性化などを通じ、各種創業を支援する。

◎ (1)-(イ)-② 地域を担う中核企業支援

中堅・中小企業等の優れた製品・技術やサービス等の海外展開を実現するため、関係府省庁や独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）（以下「ジェトロ」という。）、独立行政法人国際協力機構（JICA）、独立行政法人中小企業基盤整備機構、地方公共団体等が連携して海外ニーズとのマッチングを支援する。

◎ (1)-(イ)-④ 外国企業の地方への対内直接投資の促進

2015年度は、「対日直接投資推進会議」15などの枠組を最大限活用しつつ、地方公共団体と連携した総理・閣僚によるトップセールス、「地域の元気創造プラットフォーム」等を活用した誘致体制の強化、ジェトロ等関係機関が連携した支援拠点の拡充等を実施する。

Ⅲ 今後の施策の方向

「分散型エネルギーインフラプロジェクト」

2. 政策パッケージ

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ウ) 地域産業の競争力強化（分野別取組）

【主な施策】

◎ (1)-(ウ)-⑤ 分散型エネルギーの推進

豊かな自然に恵まれた地方で、その豊富な再生可能エネルギー資源や地域におけるコジェネレーションの活用等により、分散型のエネルギー開発・利用を推進していくことは、防災面、エネルギー・セキュリティ面からも、地域に根付いた雇用の供給という面からも、重要な課題となっている。具体的には、バイオマスなど地域資源に由来するエネルギーを活用した農林水産業の6次産業化、送電線・ガス管など地域のエネルギーインフラの整備・充実、自然環境と調和した地熱発電等の電源開発の推進など、様々な角度から、分散型エネルギーを強力に推進していく必要がある。その際には、支援施策の利用を希望する事業者が、それぞれの地域の課題特性に応じ、迷うことなく最もふさわしい施策を選び、準備が進められるよう、各事業者をしっかりと支えていくことが重要である。

このため、施策の選択や利用についての的確なアドバイスが行えるワンストップ窓口を関係府省庁の地方支分部局及び希望する都道府県に整備するとともに、利用者目線の政策ガイドブックの作成を進める。また、分散型エネルギーの推進という共通の目標に向けて、各種連絡会議等の場を通じ関係府省庁間の施策内容の調整を行うとともに、2016年目途に実施が予定されている電力自由化等を踏まえ、2015年度中に、更なる施策の整理や進め方について検討を行い、成案を得る。

まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）

Ⅲ 今後の施策の方向

2. 政策パッケージ

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる（ア）地方移住の推進

「全国移住ナビ」

「全国移住促進センター（仮称）」

（移住・交流情報ガーデン）

「地域おこし協力隊」

【施策の概要（抄）】

東京都在住者の約4割、特に10代・20代男女の47%、50代男性の51%が地方への移住を検討したいと回答している。また、60代男女は、「退職」などをきっかけとして2地域居住を考える人が33%に上る。移住する上での不安・懸念としては、雇用・就労、生活の利便性のほか、移住に係る情報の提供が不十分であることも指摘されている。

地方移住についてのワンストップ相談など支援施策を体系的・一体的に推進していくことが重要である。（以下略）

・重要業績評価指標(KPI)

■年間移住あっせん件数11,000件

【主な施策】

◎ (2)-(ア)-① 地方移住希望者への支援体制

生活面の情報のみならず、求人情報も含めた地方移住に必要な情報の一元的な情報提供システム（キーワード等で一括して移住関連情報を検索する、いわば「全国移住ナビ」ともいうべきシステム）を整備するため、2014年度中に関連情報の一元的な収集・提供体制を構築し、2015年度より当該システムを本格稼働させ、2016年度以降、随時情報コンテンツの充実を図っていく。

併せて、地方への移住関連情報の提供・相談支援の一元的な窓口となり、全国各道府県に仲介する役割を果たす「全国移住促進センター（仮称）」を今年度内に開設し、2015年度には本格稼働させる。また、地方公共団体が実施する移住希望者に対する移住関連情報の提供や相談支援について、2015年度より地方財政措置を創設する。2016年度以降はセンターの活動と各道府県が行う移住の相談支援事業との連携の拡大を図るとともに、受入れ側となる地方に対する支援を講ずることで、2020年までに同センターから地方の受入れ組織や民間組織へつなげるあっせん件数を11,000件とすることを目指す。

◎ (2)-(ア)-④ 「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」の統合拡充

「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」については、「地域おこし協力隊」の名称に統一し、募集情報の一元化、合同募集説明会・マッチング会の開催、合同研修の実施、隊員間の交流促進などを合同で行うなど、一体的な運用を実施する。

Ⅲ 今後の施策の方向

「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」

2. 政策パッケージ

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア) 中山間地域等における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成

【施策の概要】

中山間地域等では、人口減少に伴い、住民の生活に必要な生活サービス機能(医療・介護、福祉、教育、買物、公共交通、物流、燃料供給等)の提供に支障が生じてきているが、サービス提供体制については、例えば福祉の分野では、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など各制度に基づきサービスが縦割りで提供されており、効果的・効率的なサービス提供体制を構築する必要があるほか、地域交流・地域支え合いの拠点としての機能を強化する必要がある。そのため、基幹となる集落に、機能・サービスを集約化し、周辺集落とのネットワークを持つ「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)において、各種の生活支援サービスを維持することなどにより、心豊かな地域コミュニティの形成を図る必要がある。

なお、国が2020年までに達成すべき具体的な重要業績評価指標(KPI)は、「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成数とするが、具体的な数値は、各地方公共団体が策定する「地方版総合戦略」を踏まえ設定する。

【主な施策】

◎ (4)-(ア)-①「小さな拠点」(多世代交流・多機能型拠点)の形成

中山間地域等において、生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)を形成し、持続可能な地域づくりを推進する。

そのため、市町村において、土地利用計画の要素とサービスを維持するための体制づくりの内容を持つ「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)整備の構想を策定し、この構想に基づき、基幹集落への各種機能・サービスの集約や周辺集落との交通ネットワークの確保等「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成を推進していく。同時に、事業主体が活動しやすいよう、重複の排除を進めつつ、補助制度や規制の必要な見直しを図るとともに、窓口の一元化を推進する。金融機関においては、必要に応じ経営支援等を実施する。また、文化・芸術、スポーツ、生涯学習活動などにより、地域コミュニティの活性化を図る。医療・教育・雇用・行政・農業等の幅広い分野でICTの利活用を推進するとともに、地域の通信・放送環境の整備を推進する。今後、「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)に関する仕組みの検討や市町村における拠点整備の構想の策定を進めつつ、「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)のモデルづくりを実施し、おおむね5年後までに市町村における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の本格的な形成・運営を進めていく。

まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）

Ⅲ 今後の施策の方向

「連携中枢都市圏の形成」

2. 政策パッケージ

(4)時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(オ)地域連携による経済・生活圏の形成

【施策の概要(抄)】

新たな都市圏の形成は地方の自主性に基づくものであることを尊重しつつ、国は一体的な支援策を通じ、全ての対象都市圏において新たな都市圏が形成されるよう努めるものとする

【主な施策】

◎ (4)-(オ)-①「連携中枢都市圏」の形成

人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有しつつ、活力ある社会経済を維持するための、経済成長のけん引などの機能を備えた「連携中枢都市圏」を形成する。

「連携中枢都市圏」における連携手法としては、地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する「連携協約」を活用するとともに、その他個別の法律や施策に基づき必要となる手続も活用する。国は、中心都市等への交付税措置、「地域経済分析システム」や人口メッシュ推計など地域に関する情報の提供、補助事業採択における配慮等によって支援するとともに、活力ある経済・生活圏の形成に向けた所要の支援策を検討の上、実施していく。具体的な都市(圏)は、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を経て2015年度中に確定させる(先行的に構想を推進している現行の地方中枢拠点都市(圏)の要件に該当する都市(圏)は「連携中枢都市圏」の対象とする)。地方公共団体自らは、国の「総合戦略」を参考に、都市圏の特性を踏まえ、地域経済、高次都市機能及び生活関連機能に関する成果目標を設定することとする。さらに、この「連携中枢都市圏」構想については、2015年度に改定が予定される国土形成計画法(昭和25年法律第205号)における国土形成計画(全国計画及び広域地方計画)への反映を行う。

まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）

Ⅲ 今後の施策の方向

「定住自立圏の形成の促進」

2. 政策パッケージ

(4)時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(オ)地域連携による経済・生活圏の形成

【施策の概要】

地方では、人口の流出に歯止めがかかっていない一方、生活の利便性の低下、地域経済の縮小等が問題となっており、活力ある経済・生活圏の形成のための地域連携が課題となっている。(略)定住自立圏が果たすべき人口のダム機能に関する検証を十分に行い、人口減少克服の観点から地域連携が有効に機能する仕組みを構築することが必要である。

こうした観点から、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定する。

■ 定住自立圏の協定締結等圏域数:140圏域を目指す(2014年4月時点79圏域)

【主な施策】

◎ (4)-(オ)-② 定住自立圏の形成の促進

定住自立圏における取組により、定住自立圏がいかに地方における人口定住の受け皿となってきたのか、その取組成果について検証を行い、雇用にもより着目して今後の対策を講じていく必要がある。

そのため、人口の観点を含めこれまでの取組成果について再検証を行い、その結果等を踏まえ、雇用増対策など定住自立圏の取組の支援策を検討・実施することとする。これらの取組により、2020年度には定住自立圏の協定締結等圏域数を140圏域とすることを目指すとともに、地方公共団体自らは、圏域の特性も踏まえ、生活関連機能・雇用・人口に関する成果目標を設定することとする。

地域経済イノベーションサイクルの仕組み (地域経済循環創造事業交付金)

地域への貢献

先行モデルにみる効果実証
(地域経済循環創造事業交付金)

ローカル10,000プロジェクトの推進
[交付予定額66.8億円 交付対象197事業]

- | | |
|---------------|--|
| ① 投資効果 | 2.1倍 (初期投資見込額 139.2億円) |
| ② 地元雇用創出効果 | 4.2倍 (地元人材雇用見込額 (想定7年) 280.4億円) |
| ③ 地元産業直接効果 | 8.8倍 (地元原材料費見込額 (想定7年) 586.3億円) |
| ④ 課税対象利益等創出効果 | 3.5倍 (課税対象利益等見込額 (税引前営業利益+減価償却費相当) (想定7年) 236.6億円) |
| ⑤ 地域課題解決効果 | 廃棄物等の商品化、一次産品等高付加価値化、地元資源活用にぎわい創出、流出資金域内還元 |

産学金官地域ラウンドテーブル

～それぞれの強みを活かして連携～

- | | |
|-------------------|---------------------------------|
| 「産」
事業者 | = 企業家精神
柔軟性 |
| 「学」
大学等 | = ノウハウの蓄積
(理論化・ケース
メソッド化) |
| 「金」
地域金融
機関 | = 事業の目利き、
事業継続のリスク
マネジメント |
| 「官」
自治体
(国) | = 立ち上げの
初期投資支援
1回限り (呼び水) |
- 地域経済循環
創造事業交付金

将来にわたる
キャッシュフロー
の確保見通し

ビジネスモデル
(イノベーション)

地域の資源
大学等のノウハウ

初期投資

① 地域金融機関
による融資可能額
(地域の資金)

事業立ち上げの
初期投資支援
(地域経済循環
創造事業交付金)

事業者の
自己資金

地域での事業立ち上げ

② 地域の雇用
③ 地域の原材料

地域経済への
波及効果

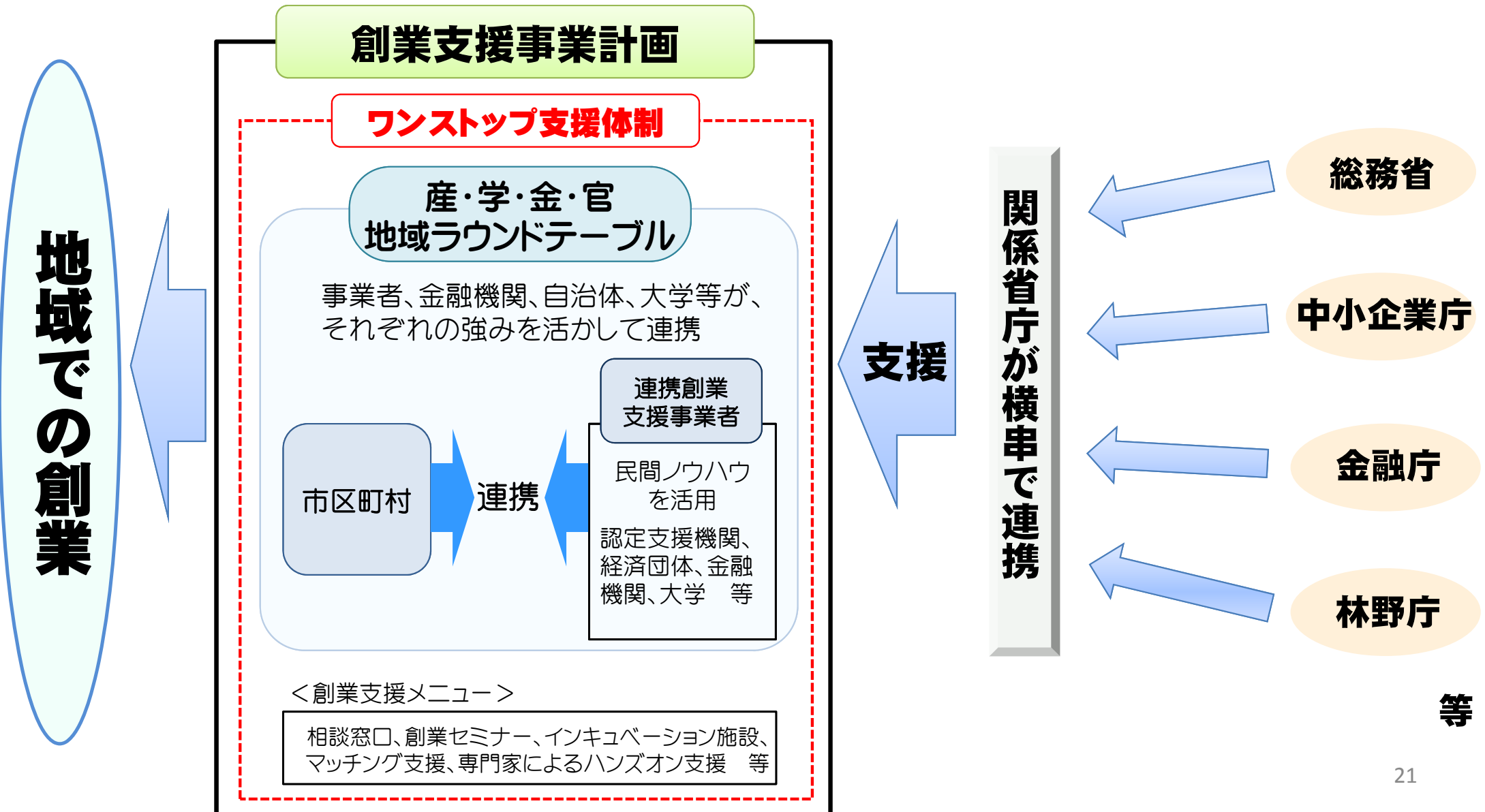
相当程度の税引前営業利益

④ 税收等の創出
(財政健全化)

地域金融機関の
資金回収
(地域の資金
の有効活用)

創業支援事業計画の策定について

○産業競争力強化法に基づき、関係省庁が横串で連携して、全国の市町村の創業支援事業計画の策定を支援し、地域での創業を促進



創業支援事業計画のイメージ

(2) 創業支援事業の実施方法

◆ 創業支援事業とその担当機関

支援事業	支援機関
1 創業のきっかけづくり支援	
ワンストップ窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇市商工労働部産業政策課 (必要に応じて関係機関や専門家を紹介) ・〇〇銀行、〇〇信用金庫
創業セミナー、マッチング 交流会の開催等	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇商工会議所 ・〇〇市企画部定住推進課 ・NPO法人〇〇 ・〇〇県産業技術センター ・〇〇銀行、〇〇信用金庫 ・〇〇大学産学官連携機構
事業環境認識と 事業ミッションの構築支援	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇市商工労働部産業政策課 ・〇〇大学経営学部 ・〇〇商工会議所
2 価値創造支援	
ビジネスモデル構築支援、 販売先・ターゲット確定支援	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇商工会議所 ・〇〇大学経営学部 ・〇〇銀行、〇〇信用金庫 ・〇〇不動産株式会社
商品開発支援	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇市商工労働部地域ブランド推進室 ・〇〇大学理工学部、経営学部 ・〇〇市中小企業経営者協会
生産体制構築支援	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇市農林水産部農業振興課 ・〇〇商工会議所 ・〇〇県産業技術センター
雇用計画支援	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇商工会議所 ・〇〇市健康福祉部社会福祉課 ・NPO法人〇〇 ・〇〇銀行、〇〇信用金庫
事業戦略（4P） ポジショニング・ブランディング企画 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇市企画部企画課 ・〇〇大学経営学部 ・〇〇商工会議所
3 営業力強化支援 (創業後のフォローも含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇商工会議所 ・〇〇市総務部広報課 ・NPO法人〇〇 ・〇〇市中小企業経営者協会
4 経理・財務力強化支援	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇銀行、〇〇信用金庫 ・〇〇会計事務所 ・〇〇市総務部財政課、商工労働部産業政策課 ・〇〇商工会議所

計画期間

平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇〇日

創業支援事業計画に関する支援事業例

地域資源の発掘から事業化まで、一貫した創業支援を省庁横断的に実施

具体的施策

全国の市町村による
創業支援事業計画の策定

創業のきっかけ づくり支援

ワンストップ窓口の設置

創業セミナー、マッチング
交流会の開催等

事業環境認識と事業ミッ
ションの構築支援

価値創造支援

ビジネスモデル構築支援、
販売先・ターゲット確定支援

商品開発支援

生産体制構築支援

雇用計画支援

事業戦略(4P)ポジショニン
グ・ブランディング企画支援

営業力強化支援

(創業後のフォローも含む)

経理・財務力強化
支援

総務省

地域資源・事業化
支援アドバイザー
事業

起業家誘
致・人材サ
イクル事業

地域経済循環
創造事業
交付金

地域経済
グローバル
循環創造事業

地域経済循環
創造事業交付金

起業家誘致・人材サイクル事業

中小企業庁

創業スクー
ル

創業・第二創
業促進補助金

新創業融資
制度、
ものづくり
補助金

ふるさと
名物応援
事業

経営改善計画

新分野需要開拓
補助金、
販路開拓コー
ディネート事業

中小企業
経営力強化
資金

よろず支援拠点

金融庁・地域経済
活性化支援機構
(REVIC)

地域金融機関
による企業の
事業性評価、
解決策の提
案・実行の支
援

特に、事業性評価を重視した融資や
コンサルティング機能の発揮

特定専門家派遣

地域活性化ファンド

農林水産省

6次産業
化・新産業
創出促進事
業

新規用途
事業等資金

食品安定供
給施設整備
資金

食品流通
改善資金

農林漁業
成長産業化
ファンド

国土交通省

建設企業等
のための経
営戦略アド
バイザリー
事業

地域建設
産業活性化
支援事業

物流総合効
率化法によ
る支援

地域建設業経
営強化融資制
度、下請債権
保全支援事業

厚生労働省 ・環境省

環境経営の
導入支援
(Eco-CRIP)

最低賃金引
上げに向けた
業務改善
助成事業

公害防止用
設備に係る
特例措置等

雇用調整
助成金

環境経営の
導入支援
(Eco-CRIP)

財形制度

分散型エネルギーインフラプロジェクト

○防災的な観点や人口減少高齢社会対応からの要請

(→自立的で持続可能な地域エネルギーシステムの構築)

●地域での自立型エネルギーシステムの構築

- ・公共施設等を中心に自家発電等の自立型のエネルギー設備を導入し、平常時での地域のエネルギーコストの減少、災害時での地域のエネルギー自立を図る。
- ・自立型のエネルギー設備例としては、太陽エネルギーやごみの排熱の利用、分散型電源の導入など、需要地に近い地域にあるエネルギーの活用を想定。
- ・地域の特性を活かした地域づくりを進めるためには、建築の設計者や都市計画者、自治体など、建築や地域づくりに関わる人たちが、エネルギー利用やそのためのインフラ計画に関わる必要がある。
- ・都市づくりの方向性も、人口減少高齢社会を迎えて、コンパクト化に向けた視点が強まっており、地域的なエネルギーシステムを構築する好機。

○電力改革を踏まえた地域経済の成長戦略

(→電力の小売り自由化を踏まえた地域経済循環の創出、多様な新規企業の喚起)

- ・電力の小売り自由化を踏まえて、電力市場において、いかに新たな価値を生み出し成長戦略につなげるかが課題。
- ～再生可能エネルギーや分散型エネルギーを活用した多様な需要地密接型の発電事業の創出
- ～エネルギー分野に限らず、自動車、住宅、電機、ICTなどの企業を含むビジネスプラットフォームの創出

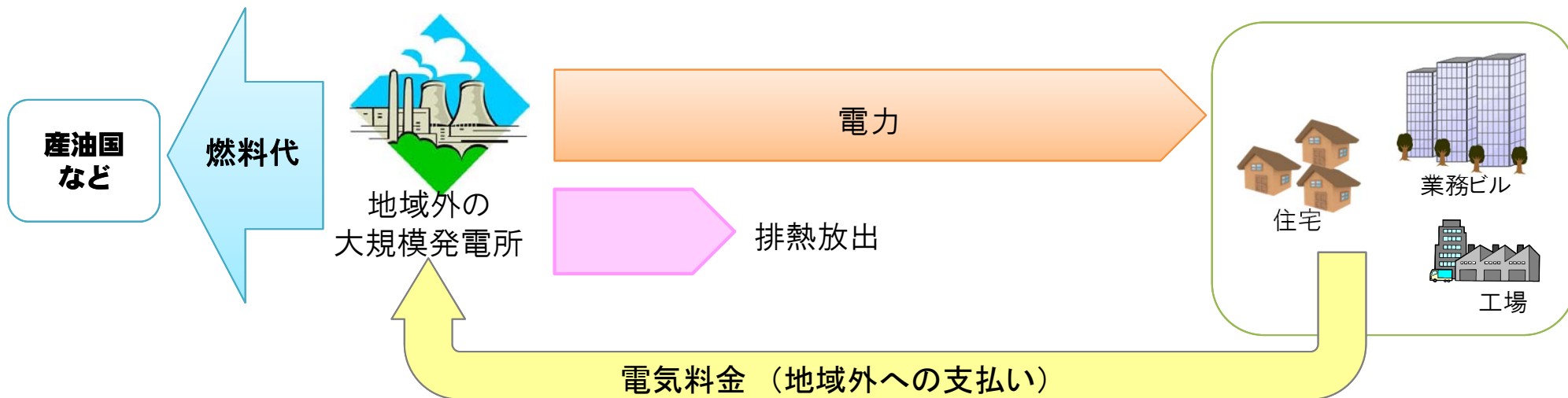
○長期の取り組みを担保する必要性

(→自治体の役割) 31自治体が予備調査実施
→マスタープランづくりへ (26年度)

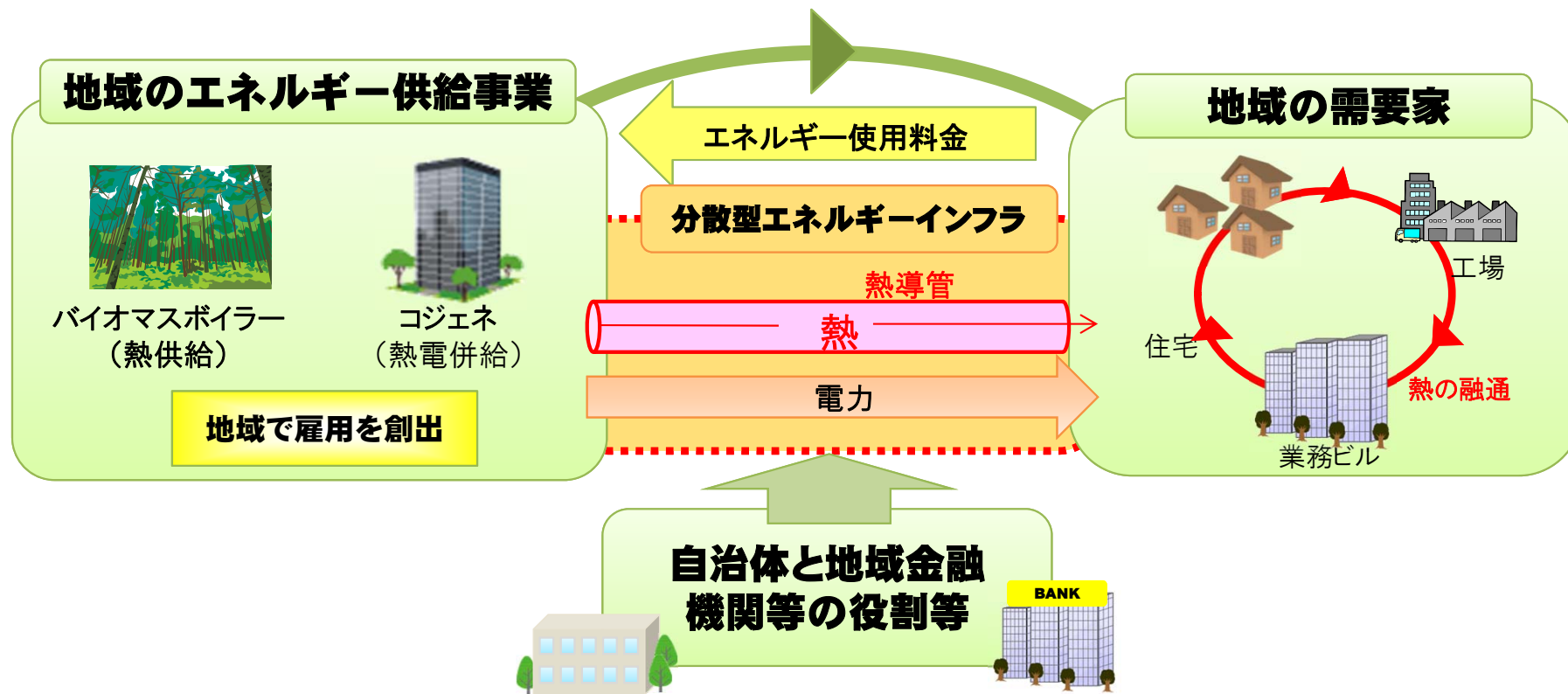
- ・熱供給管等は道路占用スペースも大きくなること等から、都市計画、まちづくりと一体となって進めていくことが必要。
- ・長期間にわたる建物や設備の新設・更新とともにエネルギーシステムとして最適化の方向に進めるため、自治体が主体的に取り組む必要があり、マスタープランの中にうまく組み込んでいくなどにより、長期の取り組みを担保する必要。
- ・施設等のハード面だけでなく、それを構築し活用していくためのソフトな仕組みづくりも重要。

地域エネルギーシステムと地域内での資金循環

一般的なエネルギーシステム



地域エネルギーシステム



地域経済グローバル循環創造事業

自治体

↑ ↓

地域の企業

- ・地場産品等の情報
- ・立地条件等の情報

販路開拓の機会を提供、地域資源（農林水産物・鉱工業品・観光資源）の活用を支援

企業立地に関する情報提供

データ登録

情報共有

地域の元気創造プラットフォーム
(総務省と全自治体の共同データベース)

情報共有により密接に連携

中小機構
独立行政法人 中小企業基盤整備機構

JETRO
Japan External Trade Organization

J-Net21(中小企業ビジネス支援サイト)を活用し、域外の販路開拓に資する情報共有を強化

ファストパス制度(※)を活用し、自治体との連携を強化して、地域と海外をつなぐ

対日投資促進(インバウンド) (トップセールス、産業スペシャリストの活用等による外国企業の誘致)

海外展開促進事業(アウトバウンド) (海外への販路開拓等のハンズオン支援、有力バイヤー等招聘、マッチング等)

域外の企業

域外

域外の市場

海外のグローバル企業

海外

海外市場

※ジェトロを事務局とした自治体等関係機関のネットワーク(現在、31の自治体を含む353機関が参画)



MIC (総務省)

連携して支援



METI (経済産業省)

地域おこし協力隊について

地域おこし協力隊とは

- **制度概要**：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。
- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：概ね1年以上3年以下
- **総務省の支援**：概ね次に掲げる経費について、特別交付税により財政支援
 - ① 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限
 - ② 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり400万円上限
(報償費等200万円、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など) 200万円)
 - ③ 地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限



地域おこし協力隊導入の効果 ～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

隊員数、取組団体数の推移

⇒ 隊員数を28年度までに3,000人に!

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
隊員数	89名	257名	413名	617名	978名	1,511名 (1,629名)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体

※各年度の特別交付税ベース

※26年度の隊員数のカッコ内は、名称を統一する「田舎で働き隊」の隊員数(118名)とあわせた隊員数である。

隊員の
**約4割は
女性**

隊員の
**約8割が
20歳代と30歳代**

任期終了後、
**約6割が
同じ地域に定住**
※H25.6末調査時点

地域おこし協力隊推進要綱の一部改正について

地域おこし協力隊推進要綱(平成21年総行応第38号)を一部改正し、平成26年度の特別交付税措置の算定から適用。

改正のポイント

○ 地方財政措置の充実

協力隊最終年次又は任期終了翌年の起業する者の起業に要する経費として1人あたり100万円上限に特別交付税措置。

【必要経費の例】

- | | | |
|-------------------|----------------|---------------|
| ・設備費、備品費、土地・建物賃借費 | ・法人登記に要する経費 | ・知的財産登録に要する経費 |
| ・マーケティングに要する経費 | ・技術指導受入れに要する経費 | 等 |

例1 最終年次の協力隊員の場合、活動に要する特別交付税対象経費について現行の上限400万円(報償費等とその他経費を合わせた上限)に、起業に要する経費として100万円が上乗せされ上限500万円となる。

例2 任期終了翌年の元協力隊員の場合、起業に要する経費として100万円が特別交付税対象経費となる。

※ ただし、起業に要する経費については、1人について一の年度に限る。

地域おこし協力隊に関する制度改正について

■ 地域要件の是正（平成26年度から適用）

- 従前の取扱いでは、市町村の区域の全域が過疎、山村、離島、半島等の地域の市町村（全部条件不利地域）のほか、その区域の一部が過疎、山村、離島、半島の地域である市町村（一部条件不利地域）も「条件不利地域」として扱い、これらの地域を転出地とする場合は地域要件を満たさず、一律に特別交付税措置の対象外としていたもの。

（改正内容）

- 一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域を転出地とする隊員も特別交付税措置の対象とするよう地域要件を是正。平成26年度の特別交付税の算定から適用。

■ 報償費（隊員1人あたり上限200万円）の弾力化（平成27年度から適用）

- 協力隊の報償費は隊員1人あたり上限200万円（月16万7000円程度）とされている。このため、多くの自治体では、複数の隊員を採用している場合でも一律に200万円を上限として隊員それぞれに支給している状況（一般財源により個別に上乘せしている団体は存在。）
- 隊員の有するスキルや活動実績に見合った報償費を支給することができるようにするとともに、県庁所在市等から遠隔地に所在する交通不便な自治体における優秀な隊員の確保に資するため、報償費の支給額を弾力化する。

（改正内容）

- 報償費については、隊員1人あたり200万円を標準とし、スキルや経験、地理的条件等を考慮した上で、最大250万円まで支給可能とする。この場合、その他経費分を活用することで対応（隊員1人当たりの上限400万円は変更せず）。

■ 「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」の統合拡充

- 名称を「地域おこし協力隊」に統一

地域おこし協力隊の拡充による地域への人材還流の推進

地域おこし協力隊の拡充のため、制度説明会等を開催し広く制度の周知を行うとともに、隊員への研修の充実、地域との連携による活動内容の充実・強化のモデル事業の実施等により、地方自治体の自主的な取組を支援し、地域への人材還流を推進。
【H27当初予算(案)0.9億円】

制度周知・隊員募集

■「地域おこし協力隊全国サミット」の開催等

- ・地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方の参加も得て「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、事例報告やブースを用いたPR等により広く制度を周知



■「受入体制・サポート体制整備モデル事業」の実施

- ・地域おこし協力隊員が地域で効果的な活動が行えるよう、自治体が地域のNPO法人等と連携して受入体制やサポート体制を構築するためのモデル事業を実施

■「制度説明会」の開催

- ・3大都市圏をはじめとする都市地域において制度を発信するとともに隊員の人材を掘りおこし

※このほか、制度を幅広く発信するため3大都市圏における広告掲載等を実施

隊員1年目



■「初任者研修会」の開催

- ・主に1年目の初任隊員が、地域協力活動に必要な知識を習得できるよう、ブロック別に初任者研修会を実施

※農林水産省・田舎で働き隊との合同研修も実施

隊員2～3年目

■地域おこし協力隊「ビジネススタートアップモデル事業」等の実施

- ・大学や商工会等との連携による活動内容の充実や、隊員の起業支援をモデル的に実施

■「起業・事業化に向けた研修会」の開催

- ・任期終了後においても地域へ定住し、起業を目指す隊員を対象に、起業・事業化に向けた知識、ノウハウを身につけてもらうための研修会を実施

■「ステップアップ研修」の開催

- ・主に2～3年目の隊員を対象に、これまでの活動を自己分析するとともに、今後の活動目標や任期終了後の目標を定め、より効果的な活動へのステップアップを図るための研修会を実施（ブロック別）



任期後

起業・定住

地域への人材還流を推進！

「子ども農山漁村交流プロジェクト」の概要

農山漁村における農林漁業体験・宿泊体験 関係省一体となった事業推進

学校

農山漁村

文部科学省

送り側(学校)を中心に支援
(活動支援、情報提供等)

- 学校等における宿泊体験活動の取組に対する支援
 - ・中学校、高等学校等における取組
 - ・教育委員会が主催する農山漁村体験活動導入の取組等
 【健全育成のための体験活動推進事業(学校を核とした地域力強化プランの一部)】
107(46)百万円
- 体験活動の実施等にあたり学校をサポートする人材の配置
 - ・体験活動の実施に係るサポートスタッフの配置
 【補習等のための指導員等派遣事業の一部】
206(-)百万円

総務省

地方の創意工夫、特性を活かした
自主的な取組を中心に支援

- 特別交付税による地方単独事業への支援
 - ・小学校における宿泊体験活動の取組に対する支援(送り側)
 - ・受入側の市町村の体制整備等への支援
- 子ども農山漁村交流による地域活性化モデル事業
 - ・新たに取り組む市町村において、コーディネート機能の活用など創意工夫を活かした宿泊体験活動の実施体制の構築の支援
 - ・子ども農山漁村交流プロジェクト研修、セミナーによる情報提供等
 【都市・農山漁村の教育交流による地域活性化に要する経費】
30(30)百万円

農林水産省

受入側(農山漁村)を中心に支援
(モデル地域)

- 受入地域づくりに対する支援
 - ・農林漁業体験等の体験プログラムの開発や安全管理体制構築等への支援
 - ・小中学校等への情報発信及び誘致活動に対する支援
- 外部人材の活用に対する支援
- 農山漁村地域の宿泊・体験施設の充
 - 【**縣市農構共生・対流総合対策**】
2,750(2,100)百万円の内数
 - (関連)
【**農山漁村活性化プロジェクト支援交付金**】
6,150(6,540)百万円の内数

環境省

(国立公園等)

- 自然体験プログラムの開発等
 - ・自然体験教育プログラムの開発・実践を通じた、農山漁村体験活動における活動支援・情報提供等
 【**自然公園等利用ふれあい推進事業経費**】
10(-)百万円
- 【**国立公園等地域連携プロジェクト強化事業**】
34(53)百万円の内数

【参考】取組の状況(累計)

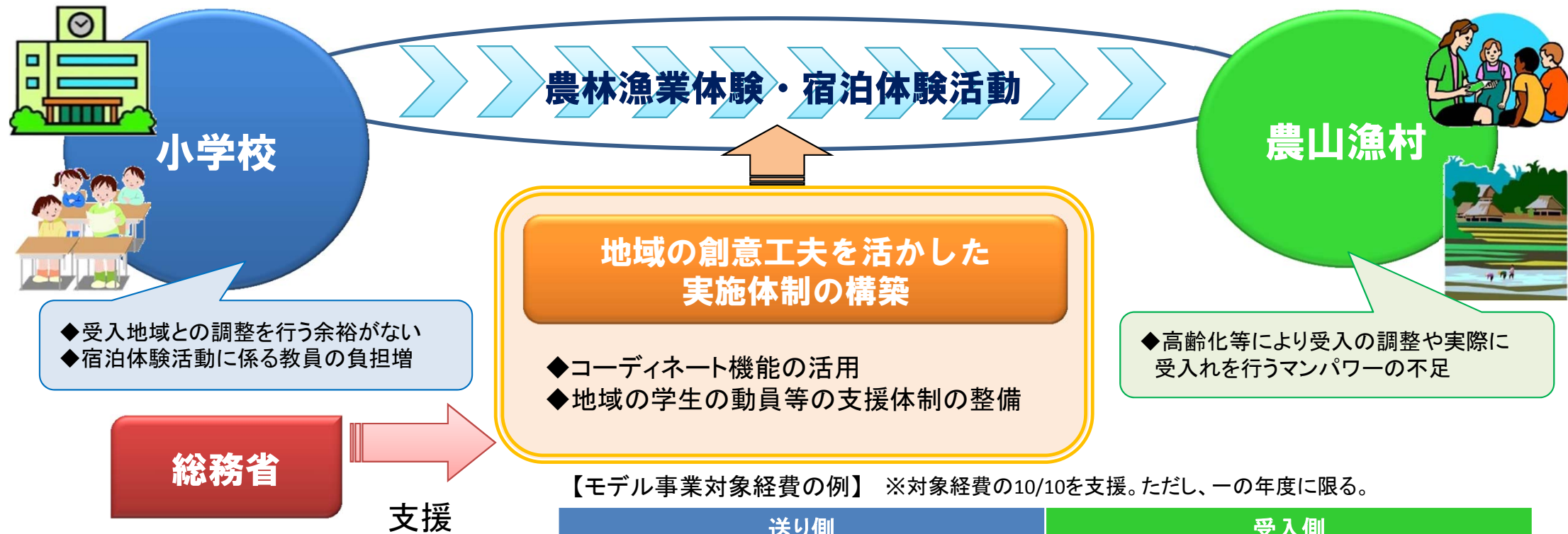
年度	平成20年度	平成21年度まで	平成22年度まで	平成23年度まで	平成24年度まで	平成25年度まで
受入地域数	125地域	221地域	274地域	324地域	348地域	417地域
参加小学生数	約8万1千人	約16万6千人	約24万3千人	約32万9千人	約41万6千人	約50万3千人

子ども農山漁村交流による地域活性化モデル事業

小学校における農山漁村での宿泊体験活動(「子ども農山漁村交流プロジェクト」総務省、文部科学省、農林水産省及び環境省の連携事業)の推進にあたり、受入側の農山漁村では高齢化等により受入体制の整備に必要なマンパワーの不足など様々な課題が見られるようになっている。一方、送り側の小学校では、教員の負担増が大きな課題となっており、受入地域との十分な調整、宿泊体験の実施が困難になっている。

このようなことから、新たに宿泊体験活動に取り組む市町村において、コーディネート機能の活用など創意工夫を活かした宿泊体験活動の実施体制の構築を支援するとともに、学校と地域の調整に係る課題や宿泊体験活動に係る問題点を洗い出し、改善の方向性について整理し、本プロジェクトを推進する。

【H27当初予算(案)0.3億円】



【モデル事業対象経費の例】 ※対象経費の10/10を支援。ただし、一の年度に限る。

送り側	受入側
<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネートに要する経費 ・スタッフを含む宿泊・体験施設等の使用料 ・バス借り上げ等の移動経費 ・指導者等への謝金 ・小学生や指導者等に係る保険料 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記のほか、受入体制の整備に係る経費(協議会・研修費等)

モデル実証の実施

新たに宿泊体験活動に取り組む市町村をモデル市町村として実証調査を行い、その結果を全国に展開することにより、本プロジェクトを推進する

※モデル事業のほか、セミナーも開催。これらの取組みにより、子ども農山漁村交流プロジェクトを更に推進する。

広域連携の推進

過疎集落等の維持・活性化

目指す方向性

- 持続可能な集落活性化のため、基幹集落中心に「集落ネットワーク圏」を形成。

具体的な支援

- 地域産業の振興と日常生活機能の確保の取組をハード・ソフト両面から支援し、定住環境を整備。
- 集落の組織力を高めるため、地域おこし協力隊や集落支援員などを拡充。

集約とネットワーク化で集落を維持・活性化

※「集落ネットワーク圏」については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)において、国土交通省や農林水産省等の関連施策と連携し、「小さな拠点」を形成し、持続可能な地域づくりを推進する仕組みを検討することとされている。

定住自立圏構想の推進

目指す方向性

- 中心市(人口5万人程度以上)と近隣市町村が連携し、地方圏における「定住の受け皿」を形成。

※中心市宣言団体数:104団体
※協定締結等圏域数:85圏域
(H27.2.27現在)

具体的な支援

- 全国的に進んでいる医療・福祉、公共交通など生活基盤の確保に向けた取組や、ニーズが高まっている産業振興、移住・交流など圏域の活性化に向けた取組を支援。

※平成27年度にこれまでの取組成果について検証を行い、その検証結果も踏まえ、今後、取組に対する支援策について検討予定。

地方圏の人口流出を食い止める「ダム機能」の確保

連携中枢都市圏の形成

意義

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携して、「連携中枢都市圏」を形成。

※具体的な都市(圏)は、来年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定。なお、従前の「地方中枢拠点都市(圏)」の要件に該当する都市(圏)*は対象とする
(* 全国で61市が該当(①地方圏の指定都市、新中核市(人口20万以上)、②昼夜間人口比率おおむね1以上)

役割

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
- ② 高次の都市機能の集積・強化
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

実現手法

- 連携協約の導入
- 先行的なモデルを構築する事業を実施(約1.3億円)
- 今後、圏域全体の経済のけん引役等の役割を着実に果たしていくため、国としてさらに積極的に支援。

(平成27年度予算案2.0億円)

- 平成27年度から、モデルの検証を踏まえて、地方交付税措置を実施。

「一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点」を築く

※「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、「地方中枢拠点都市圏」を含む複数の都市圏概念が「連携中枢都市圏」に統一された。

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

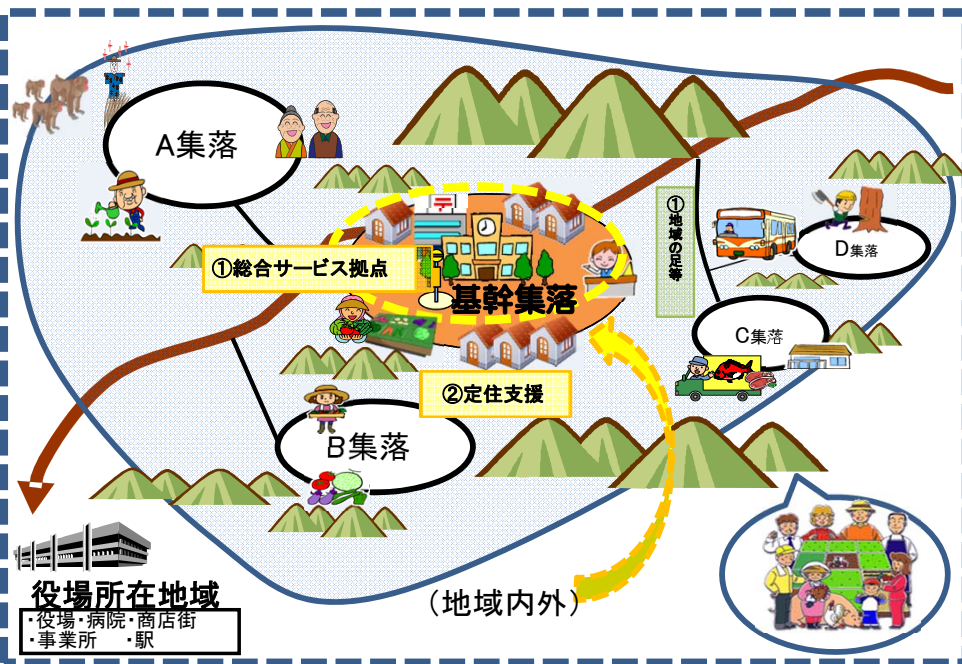
(まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

過疎集落等を対象に、継続的な集落の維持活性化のため、基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏において、「集約」と「ネットワーク化」を図りながら、生活の営み(日常生活支援機能)を確保するとともに、生産の営み(地域産業)を振興する取組をモデル的に支援する。

取り組みのポイント

- 市町村が集落ネットワーク圏の範囲や活性化の基本方針等を含む「集落ネットワーク圏計画」を作成
- 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織体制を確立しつつ、総合的な活性化プランを策定
- 活性化プランに基づく「生活の営み」や「生産の営み」に係る事業を、地域住民等が地域内外の主体と連携して実施

集落ネットワーク圏における取組イメージ

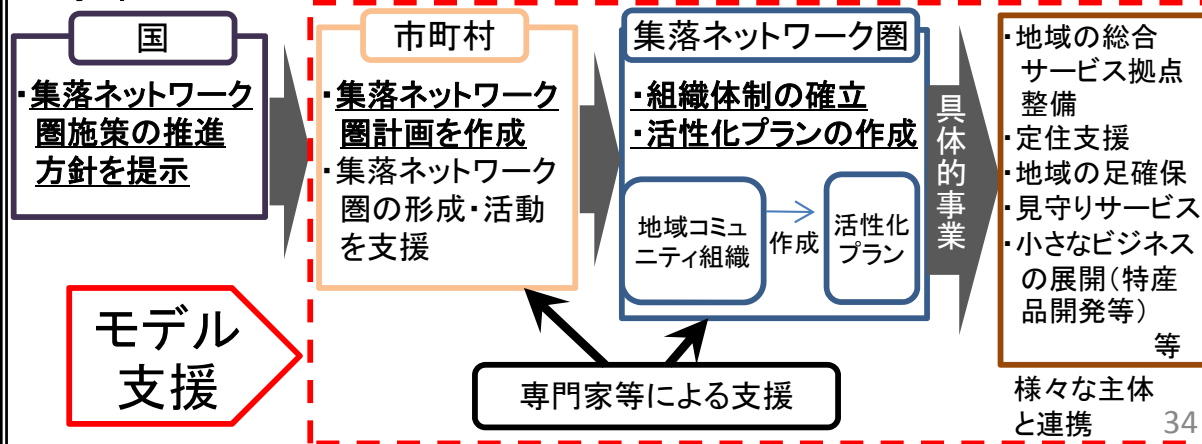


※集落ネットワーク圏の範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

施策の概要

- (1) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域コミュニティ組織)、市町村等
- (2) 交付額 1事業あたり2,000万円以内
- (3) 平成27年度予算案内訳 400,000千円
- (4) 対象事業 集落ネットワーク圏の形成に係る取組及び活性化プランに基づく活性化のための事業

<事業のイメージ>



様々な主体と連携

過疎地域等自立活性化推進交付金

【H27当初予算(案)6.5億円】



<新規>

(1) 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 (まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

基幹集落を中心として複数の集落で構成される
集落ネットワーク圏における取組をモデル的に支援

- ・生活の営み(日常生活支援機能)の確保
- ・生産の営み(地域産業)の振興

(積算額 4.0億円 <1事業につき2千万円以内>)

(2) 過疎地域等自立活性化推進事業

先進的で波及性のあるソフト事業を幅広く支援

- ・生活の安心・安全確保対策
 - ・移住・交流・若者の定住促進対策
 - ・地域文化伝承対策
- 等

(積算額 1.4億円 <1事業あたり1千万円以内>)

地域資源を活用
した過疎地域の
自立活性化の推進



(3) 過疎地域集落再編整備事業

- ・定住促進団地整備事業
- ・定住促進空き家活用事業
- ・集落等移転事業
- ・季節居住団地整備事業

(積算額 0.7億円 <交付率1/2>)

(4) 過疎地域遊休施設再整備事業

過疎地域の廃校舎等の遊休施設を活用して行う

- ・生産加工施設
 - ・資料展示施設
 - ・教育文化施設
 - ・地域芸能・文化体験施設
- 等の整備に対して補助

(積算額 0.4億円 <交付率1/3>)



連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

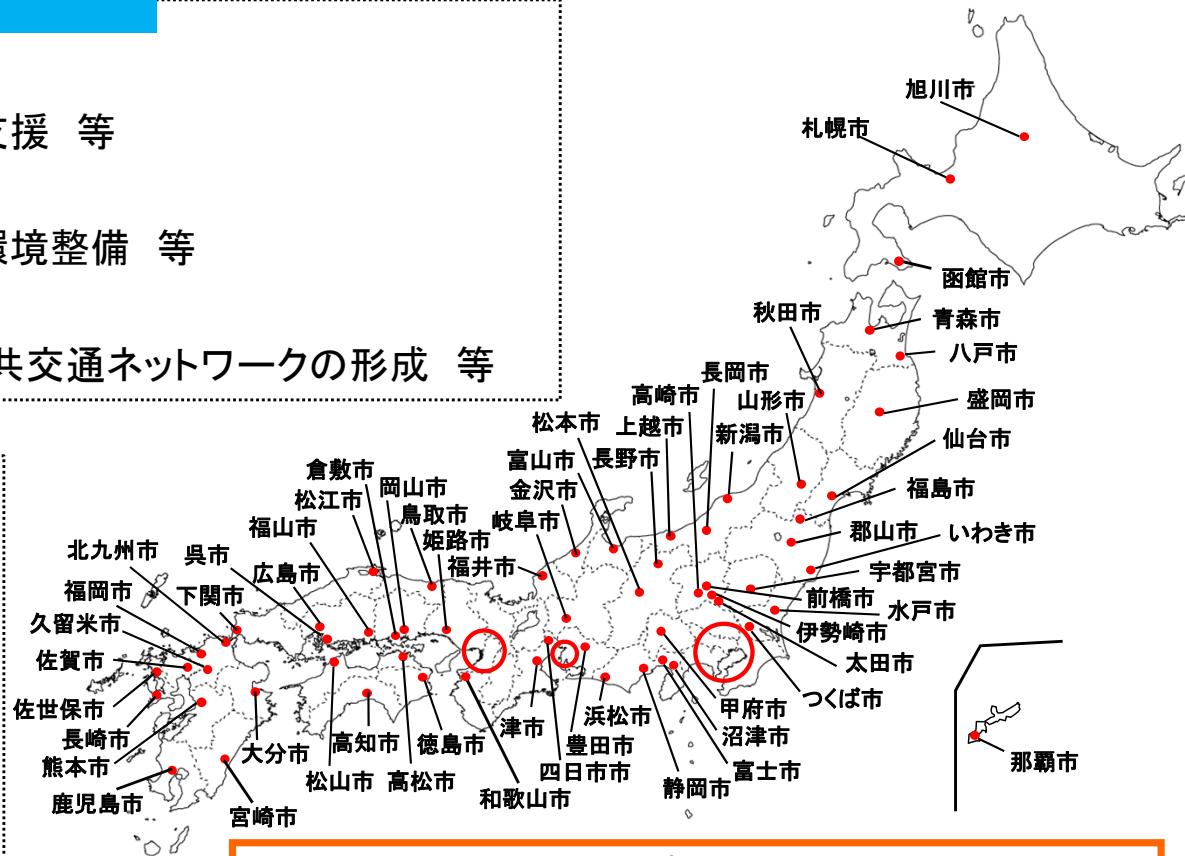
- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入 (平成26年11月1日施行)
- 平成26年度は、連携中枢都市圏形成の準備に向けた支援を行い、先行的なモデルを構築するため、国費による事業(9事業)を実施
- 平成27年度も、国費により支援(H27当初予算案2.0億円)
- 同事業を検証し、平成27年度から地方交付税措置を講じて全国展開を図る

➤ 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢
都市宣言

連携協約
の締結

都市圏ビジョン
の策定



○具体的な都市(圏)は、来年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定
なお、従前の「地方中枢拠点都市(圏)」の要件に該当する都市(圏)※は対象とする

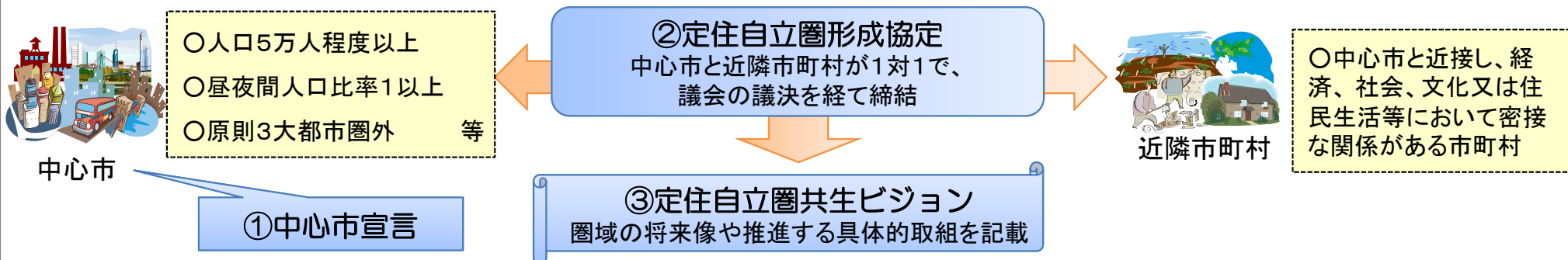
- ※①地方圏の指定都市、新中核市(人口20万以上)、
 - ②昼夜間人口比率おおむね1以上を満たす都市(●)を中心とする圏域
- ⇒現時点で、全国で61都市圏が該当

「定住自立圏構想」の推進

基本的考え方～集約とネットワーク化～

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、**圏域全体として必要な生活機能を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。**

定住自立圏形成へ向けた手続き～国への申請や国の承認が必要ない分権的な仕組み～



定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

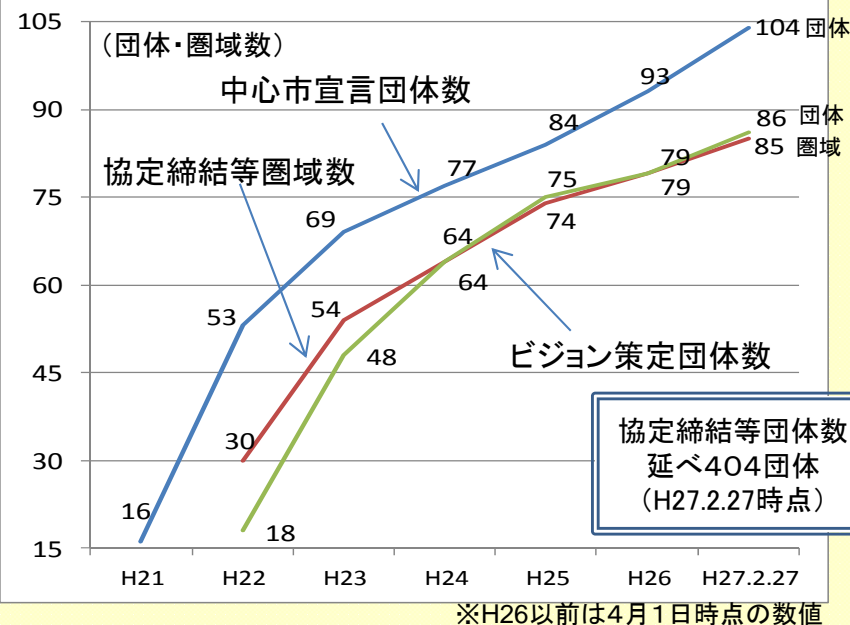
特別交付税

- ・包括的財政措置（平成26年度から大幅に拡充）
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度）
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円）
- ・外部人材の活用
- ・地域医療に対する財政措置 等

各省による支援策

- ・産業振興・教育分野など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

定住自立圏構想の取組状況



地方財政計画「まち・ひと・しごと創生事業費」①

○ 地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費」(1.0兆円)を計上

1. 地方交付税における算定

○ 各地方公共団体がまち・ひと・しごと創生に取り組むための財政需要を算定するため、既存の「地域の元気創造事業費」を増額するとともに、新たに「人口減少等特別対策事業費」を創設

- ・ 地域の元気創造事業費 4,000億円程度(前年度比+500億円程度)
 - ・ 行革努力分 3,000億円程度(同 ± 0億円程度)
 - ・ 地域経済活性化分(注) 1,000億円程度(同 +500億円程度)
 - ・ 人口減少等特別対策事業費 6,000億円程度(皆増)
- (注)うち100億円程度は特別交付税により、ローカル10,000プロジェクト等の各団体の取組状況に応じて配分)

2. 地域の元気創造事業費の算定方法

○ 地域の元気創造事業費については、現行の算定方法を基本的に継続

算定額等

○ 平成27年度 普通交付税3,900億円程度

	行革努力分	地域経済活性化分	計
道府県分	750億円程度	225億円程度	975億円程度
市町村分	2,250億円程度	675億円程度	2,925億円程度
計	3,000億円程度	900億円程度	3,900億円程度

(注)地域経済活性化分については、左記のほか、特別交付税で100億円程度を配分

「行革努力分」の指標について

・ 以下の指標を用いて、各地方公共団体の行革努力の取組を反映

	指標(道府県分、市町村分共通)
人件費関係	職員数削減率、ラスパイレス指数、人件費削減率
その他	人件費を除く経常的経費削減率、地方債残高削減率

「地域経済活性化分」の指標について

・ 以下の指標を用いて、各地方公共団体の地域経済活性化の成果を反映(新たに「女性就業率」の指標を追加)

	指標(道府県分)	指標(市町村分)
産業関係	第一次産業産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、延べ宿泊者数	農業産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額
雇用関係	若年者就業率、女性就業率、従業者数、事業所数	若年者就業率、女性就業率、従業者数、事業所数
その他	一人当たり県民所得	一人当たり地方税収、転入超過率

※各地方公共団体の伸び率と、全国伸び率の差に応じて、需要額の割増しを行う。

地方財政計画「まち・ひと・しごと創生事業費」 ②

3. 人口減少等特別対策事業費の算定方法

基本的な考え方

- ・「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
- ・各地方公共団体の「取組の必要度」及び「取組の成果」を算定に反映させるため、全国的かつ客観的な指標で各団体毎のデータが存在するものを幅広く選定

算定額等

○平成27年度 普通交付税6,000億円程度

	取組の必要度	取組の成果	計
道府県分	1,670億円程度	330億円程度	2,000億円程度
市町村分	3,330億円程度	670億円程度	4,000億円程度
計	5,000億円程度	1,000億円程度	6,000億円程度

指標について

- ・以下の指標を用いて、各地方公共団体の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
- ・各指標の算定上のウェイトについては、「人口増減率」とその他の指標を4:6で設定。その上で、その他の指標については、個々の指標のウェイトを均等に設定

取組の必要度 (以下の指標について、現状の数値が悪い団体の需要額を割増し)	取組の成果 (以下の指標について、全国の伸び率との差に応じて需要額を割増し)
<ul style="list-style-type: none"> ・人口増減率 ・転入者人口比率 ・転出者人口比率 ・年少者人口比率 ・自然増減率 ・若年者就業率 ・女性就業率 ・有効求人倍率 ・一人当たり各産業の売上高(*) 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口増減率 ・転入者人口比率 ・転出者人口比率 ・年少者人口比率 ・自然増減率 ・若年者就業率 ・女性就業率

(*) 第一次産業(農業)産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、卸売業年間商品販売額の合計

地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創生先行型)とまち・ひと・しごと創生事業費について

まち・ひと・しごと創生の取り組みを推進するため、「地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創生先行型)」と「まち・ひと・しごと創生事業費」等により、地方の個性を尊重し、活気あふれる発意に基づく地方公共団体の取組を支援

地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創生先行型) 平成26年度補正予算 1,700億円

- 「地方版総合戦略」の円滑な策定と、これに関する優良施策の実施を支援
- 「政策5原則」に沿いながら地方公共団体が自由度の高い事業設計を行えることとともに、事業実施に伴う効果について、客観的な指標を設定の上、その達成度合いについての検証とPDCAの体制整備を求める
その際、国は地方公共団体に対するサポート体制を整備し、事業の実施計画の策定から実施までを支援する

(参考) 「政策5原則」:①自律性、②将来性、③地域性、④直接性、⑤結果重視

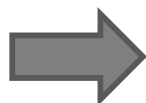
新規性のあるソフト事業(H26.12.27以降に予算計上される事業)を対象

客観的な指標による基礎交付(1,400億円)のほか、優れた事業等を対象とした上乗せ交付(300億円)

まち・ひと・しごと創生事業費の地方財政計画の歳出への計上 平成27年度地方財政計画(歳出)1.0兆円

- 地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする等の観点から、地方創生の取組に要する経費を計上
- 地方交付税の基準財政需要額で算定し、使途に制限のない一般財源(地方税、地方交付税等)により、各地方公共団体の取組に要する財源を保障

(参考) 当該経費を算定するため、「地域の元気創造事業費」(H26創設)に加えて、「人口減少等特別対策事業費」を創設



両者が相俟って、全国津々浦々で、地域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生を推進

地域住民生活等緊急支援のための交付金とまち・ひと・しごと創生事業費について

	地域住民生活等緊急支援のための交付金 (地方創生先行型)	まち・ひと・しごと創生事業費
	平成26年度補正予算 1,700億円	平成27年度地方財政計画(歳出) 1兆円
目的	地方公共団体による <u>地方版総合戦略の円滑な策定とこれに関する優良施策の実施</u> に対し国が支援	地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、 <u>地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点</u>
性格	国庫補助金(補助率10/10)	一般財源(地方交付税の基準財政需要額で算定)
対象事業	① <u>地方版総合戦略の策定に係る事業</u> ② <u>地方版総合戦略の策定に先行して行う事業であって地方版総合戦略に位置づけられる見込みのもの</u> ※メニュー例を地方公共団体に提示	限定なし
使途制限	・新規性のあるソフト事業(H26.12.27以降に予算計上される事業)を対象 ・ハード事業(建設地方債対象事業)は原則不可	制限なし(地方交付税法3条2項)
配分	基礎交付:1400億円 人口、財政力指数等の客観的な指標により配分(就業、人口流出、少子化の現況指標が悪いところに配慮) 上乗せ交付:300億円 <u>政策5原則等からみた内容の優れた事業、地方版総合戦略の策定状況に応じて配分</u>	客観的な指標により配分 ① <u>地域の元気創造事業費の算定(4,000億円程度)(26比+500億円)</u> 各団体の「行革努力の取組」と「地域経済活性化の成果」を反映 ② <u>人口減少等特別対策事業費の算定(6,000億円程度)(新設)</u> 各団体のまち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
効果検証の仕組み	<u>事業実施に伴う効果について、客観的な指標を設定の上、その達成度合いについての検証とPDCAの体制整備を求める</u> →地方公共団体は、 <u>交付金実施計画</u> を策定し提出(記載事項) ・個々の事業ごとの重要業績評価指標及び目標年月 ・効果検証の方法、時期及び体制等	各地方公共団体において、「地方版総合戦略」に地域課題に基づく適切な短期・中期の政策目標を設定し、その進捗を検証し、改善(PDCAサイクル)

- ※メニュー例
- | | |
|---------------|---------------------------|
| ①「地方版総合戦略」の策定 | ④創業支援・販路開拓 |
| ②UIターン助成 | ⑤観光振興・対内直接投資 |
| ③地域しごと支援事業 | ⑥多世代交流・多機能ワンストップ拠点(小さな拠点) |
| | ⑦少子化対策(地域消費喚起等型対応等を除く) |

地方大学を活用した雇用創出・若者定着

1. 人口減少克服に向けて解決すべき現状の課題

- 地方からの人口流出は、大学等進学時と大学等卒業後の最初の就職時という2つの時点において顕著。
- 特に大学等卒業後の地方定住を促進するためには、在学中から授業等を通じて地域との関わりを深める取組や、大学等の卒業生が地方に定住して働く雇用を創出する必要があるが、必ずしも十分な成果に至っていない。

2. 自律的・持続的な社会創生に向けて地方が取り組むべき対策の方向性

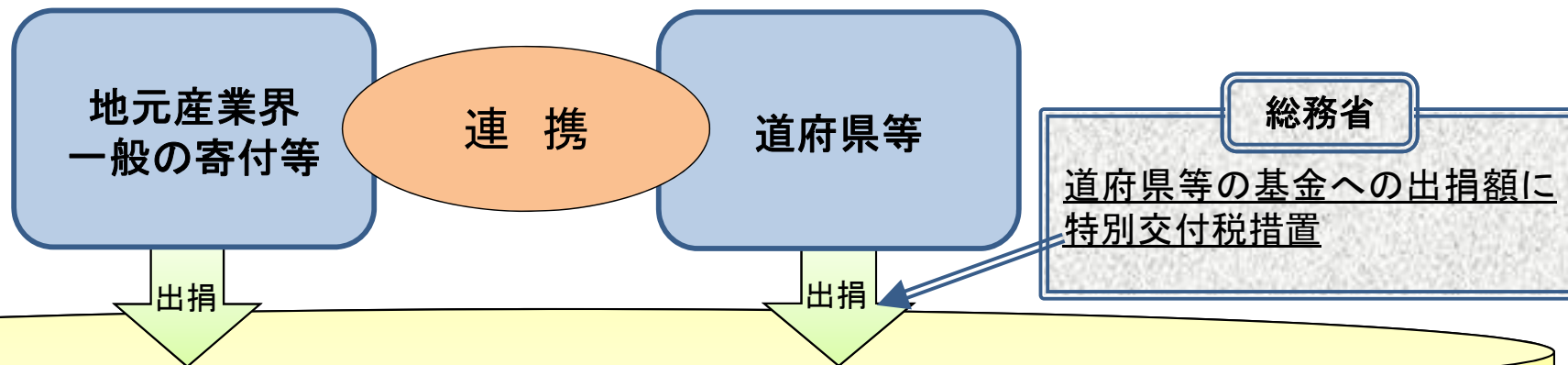
- 地方の人口減少を克服していくため、地方公共団体と大学等が連携し、人口の東京一極集中が顕著となる上記2時点に焦点を当て、学生が地域に残るための重点的な取組を進めることが必要。 具体的には、各地方が実情を踏まえた創意工夫を発揮しながら、以下の方向性に沿った対策を講じていくことが求められている。
 - ≫ より多くの地方の若者が、地方大学等へ進学
 - ≫ 地方大学等を卒業したより多くの若者が、就職時に地元企業等を選択
 - ≫ 都市部の大学等に進学した若者も、就職時に地方へ環流
- 同時に、地方への定住の流れを継続させるためには、大学等と地域の関わりを強化し、大学等有する専門知識を活かした産業振興・雇用創出等を図る対策を併せて実施することが必要。

3. 地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組の促進

- ① 地方公共団体と地元産業界が協力し、学生の奨学金返還を支援するための基金を造成
 - ・将来の地域産業の担い手として地方公共団体が指定する分野へ進学した学生に対し、文科省（(独)日本学生支援機構）が無利子奨学金の優先枠（地方創生枠(仮称)）を設けるなど一定の優遇措置を実施
 - ・地元就職者等に対し、地方公共団体と地元産業界で造成する基金から奨学金返還の際に一定の給付を実施（基金造成について特別交付税措置）
 - ② 地方公共団体と大学等が具体的な数値目標(※)を掲げた「協定」を締結し、連携して雇用創出・若者定着の取組を実施
 - ・総務省は地方公共団体の取組に対して特別交付税措置により支援
 - ・文部科学省は大学等の取組に対して補助事業により支援
- ※ ●●大学卒業生の県内就職率 ○%アップ、共同研究に基づく新事業による雇用創出 ○人 など

「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進

【事業イメージ】



「〇〇県人口減少対策・就職支援基金」

【標準的な基金規模※】
年間支援対象者 : 100人
1人あたりの奨学金(貸付)額 : 400万円
⇒ 基金規模 : 4億円

①対象学生を推薦

文科省

独立行政法人
日本学生
支援機構

④要件を満たす者に対して奨学金の全部又は一部を負担

③奨学金返還

②奨学金貸与

無利子の優先枠
(地方創生枠(仮称)) を設定

大学生等

対象者の要件

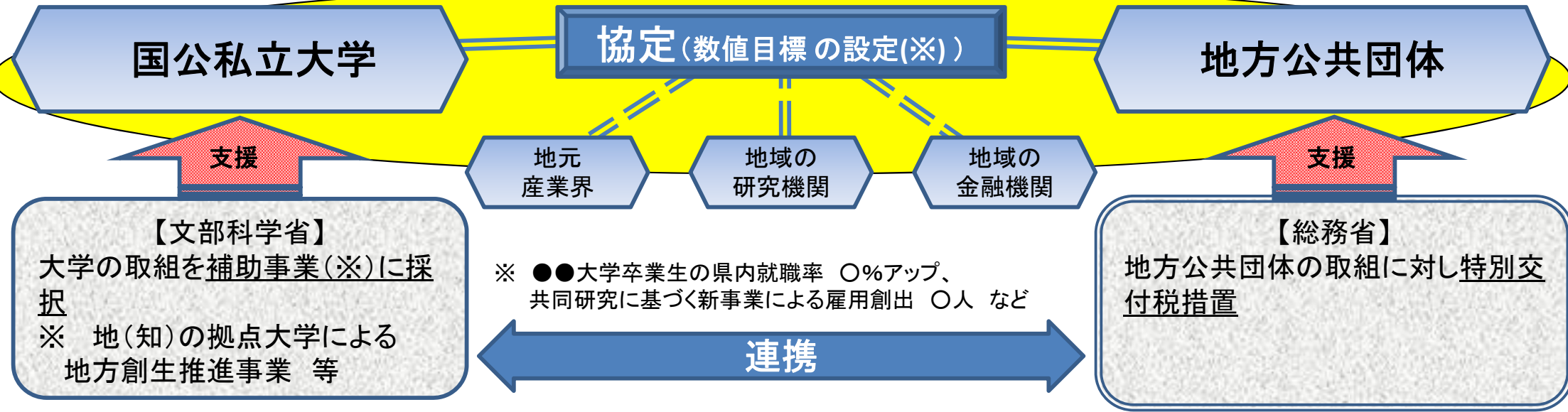
- ・当該特定分野の学位や資格の取得
 - ・「地方経済の牽引役となる産業分野」や「戦略的に振興する産業分野」に係る地元企業に就職 など
- ※ 地方公共団体と地元産業界が合意して設定

地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進

※既に基金を造成している都道府県の事例を参考に算出したもの。
実際の事業執行にあたっては、各地方公共団体が設定。

地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の促進

事業イメージ



【取組例】

大学等の取組	地方公共団体の取組
【取組例1:入学時対策】 ICTやサテライトキャンパスを活用した都市部の大学との単位互換を通じた地元大学への入学促進	
地方大学進学者がその居住する地域において、都市部の大学の授業をICTやサテライトキャンパスを活用して受講・単位修得する機会を提供（単位互換により在学している地方大学の単位として認定する）	受講スペースの提供、通信費等増嵩経費の一部負担等を実施
【取組例2:就職時対策】 地元企業と学生のマッチングによる地元企業との関わりの強化	
地元産業界と連携した、地元企業における長期インターンシップ等、実践的な職業教育を実施（必須科目化・単位認定）	大学や地元企業間の連絡調整、インターン先企業の開拓、インターンシップ生の受入れ、地元産業界から大学への講師派遣支援等を実施
【取組例3:産業振興】 地方大学、地方公共団体及び地元企業の共同研究による産業振興	
地元企業との連携により、地域のブランド産品・固有産業技術の開発、地域産品の6次産業化、産品展開のための販路開拓やマーケティングの研究等を実施	地方公共団体設立の研究施設（例：産業技術センター）による共同研究、研究開発委託、大学や地元企業間の連絡調整、販路開拓の支援（物産展への出品等）、マーケティング支援等を実施

※ 公立大学と連携する取組については、文部科学省の補助事業に採択されないものであっても、別途総務省が示す要綱に基づく取組の場合は特別交付税措置

過疎対策事業債について

過疎地域における公共施設の老朽化対策等に対応するため、地方債計画額を500億円増額するとともに、地方創生(特に「しごと」づくり)に寄与する事業を推進するための「地方創生特別分」を創設。

1. 過疎対策事業債の増額

公共施設の老朽化対策への対応や地方創生に寄与する事業等を推進するため、過疎対策事業を充実することとし、地方債計画を500億円増額し、4,100億円を計上

平成26年度計画		平成27年度計画
3,600億円	→	4,100億円 (+500億円、+13.9%)

(参考) 財政措置

充当率：100%、交付税算入率70%

2. 地方創生特別分の創設

ハード対象事業のうち、民間雇用の創出や産業振興に資する次の事業を「地方創生特別分」として位置付け、同意等予定額を定める際に他の事業に優先した取扱いとする

【特別分対象事業】

- ・ 法人に対する出資
- ・ 観光・レクリエーション施設
- ・ 商店街振興施設
- ・ 民間雇用につながる高齢者福祉施設や保育所等の新規整備への補助等
- ・ 地場産業振興施設
- ・ 農林漁業経営近代化施設
- ・ 貸工場・貸事務所

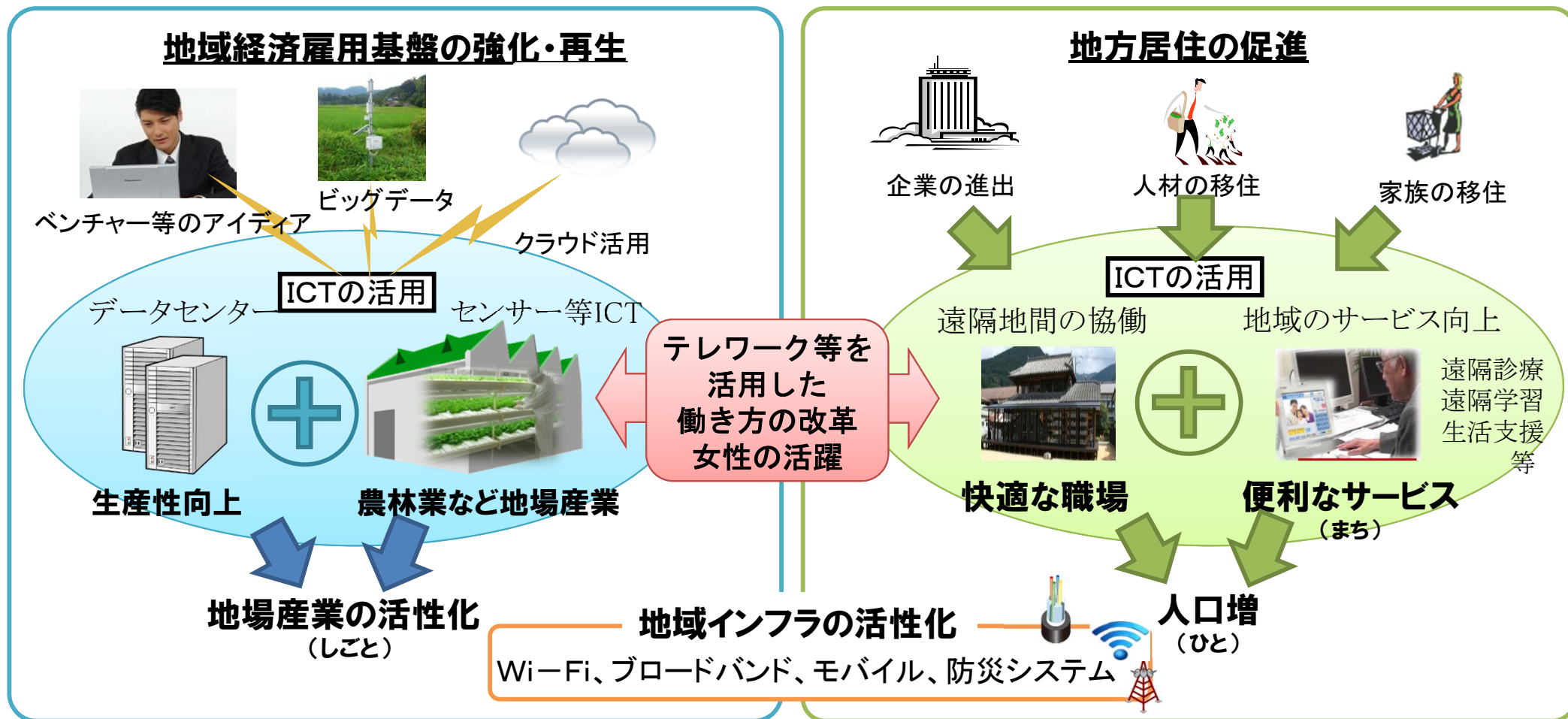
※都道府県において、該当するか否かの判断、見込まれる雇用創出を精査

平成27年度所要見込額 500億円程度

ICTの利活用による地域の活性化

【まち・ひと・しごと総合戦略】

- 地域産業の活性化や地域サービスの維持・向上、柔軟な就労環境の整備を実現するため距離や時間等の制約を克服し、地域の創意工夫を生かしたイノベーションや新産業の創出を可能とするICTの利活用を、医療、教育、雇用、行政、農業等幅広い分野で推進する。
- 具体的には、ICTを活用した新たな街づくりや地域からの情報発信強化、新たなテレワークの実現に向けた取組等の実施や、Wi-Fi、高速モバイル、ブロードバンドなどの地域における通信・放送環境の整備等を推進する。



ICTによる地方創生(長野県塩尻市)【鳥獣被害対策】

センサーネットワークによる鳥獣被害対策

課題

- ✓ 長野県塩尻市では、イノシシ等が水田を荒らすことによる米収穫高の減少や耕作放棄地の拡大が年々深刻化。
- ✓ 電気柵や罠の設置などハード面での対策を実施するも、効果は限定的。

実証内容

- ✓ 塩尻市が同市内の北小野地区において、水田周辺に獣検知センサーや罠捕獲センサーを設置。
- ✓ 獣検知センサーが獣を検知すると、①サイレン音やフラッシュ光で獣を追い払うとともに、②検知情報がクラウドを介して農家や猟友会に地図付のメールで配信され、迅速な追い払いや捕獲に寄与。
- ✓ 罠捕獲センサーが罠に獣が掛かったことを検知すると、その情報がクラウドを介して農家や猟友会に地図付のメールで配信され、罠に掛かった獣の迅速な撤去に寄与。(平成24～25年度:計6匹を捕獲)

成果・効果

- ✓ 北小野地区(稲作面積約27ha(※1))における実証の結果、被害面積が減少、稲作収入の増大が期待。

	平成23年度	平成24年度 (実証1年目)	平成25年度 (実証2年目)
被害面積(※2) [%]	85	20	0
稲作収入(※3) [万円]	354	1,890	2,362

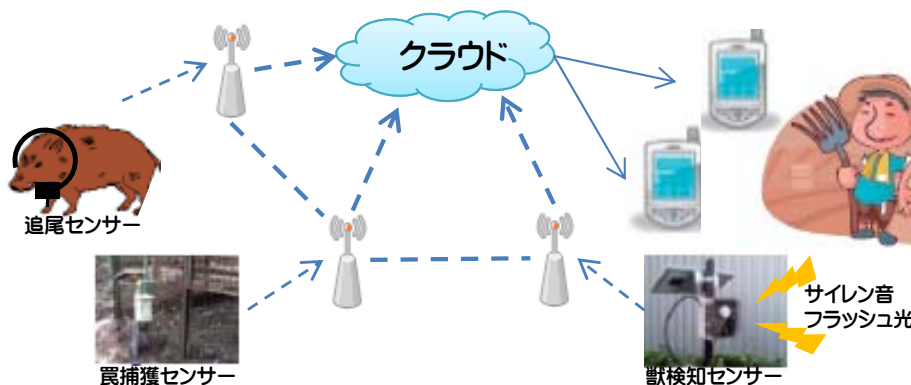
※1 塩尻市全体の稲作面積(約700ha)の約4% ※2 地元農家への聞き取り調査に基づき、日本ソフトウェアエンジニアリング株式会社が推計

※3 耕作可能面積及び1ha当たりの平均稲作収入を基に、日本ソフトウェアエンジニアリング株式会社が推計

長野県塩尻市は、総務省からの支援により、ICT街づくり推進事業(H24～25年度)を実施。



罠捕獲センサー



獣検知センサー

ICTによる地方創生(徳島県)【防災×個人番号カード】

テレビ・ICカードを活用した防災対策システム

課題

- ✓ 徳島県は全国平均を上回る勢いで高齢化が進行。(徳島県の高齢化率:28%、全国平均:24.1%(平成24年度))
- ✓ 南海トラフ巨大地震が発生した場合、10万棟以上の建物全壊など深刻な被害が予想されており、災害時における高齢者を含めた住民の迅速な避難誘導や避難状況の把握など防災対策が急務。

実証内容

- ✓ 高齢者にとって身近なテレビを活用した避難指示システムやICカードによる避難者管理システムを構築し、徳島県美波町において約100世帯を対象にして実証実験(避難訓練)を2回実施。

成果・効果

- ✓ テレビ画面に表示した避難指示により、避難完了までの平均時間が約2分(11.2分→9.6分)短縮。
- ✓ また、ICカードを活用した一元的な情報管理により、迅速かつ詳細な避難者情報の把握を実現。
- ✓ 個人番号カード配布時(2016年1月)までに上記情報システムの自立的・継続的に運営組織を設立予定。

徳島県は、総務省からの支援により、ICT街づくり推進事業(H25年度)を実施。



テレビ画面表示にて個別の避難指示



個人番号カード
に移行



ICカードにより、避難が完了した
住民の情報を迅速に取得し、一元管理



タブレット端末に
住民の避難状況を表示

ICTによる地方創生(群馬県前橋市)【健康情報×個人番号カード】

ICカード・スマートフォンを活用した母子健康情報管理

課題

- ✓ 健康管理の分野においては、医療機関や小学校、幼稚園等における健康診断情報などが一元的に管理されておらず、市民にとって情報を入手しにくい状況であることが課題。

実証内容

- ✓ 幼児や児童を持つ世帯を対象に、過去の母子健康手帳の記録を電子化。現在の健康記録と結びつけ、予防接種記録や医療機関、保健センター、小学校等における検診情報も記載することで、一貫した子供の健康情報を提供。
- ✓ ICカードとスマートフォンを用い、カードをかざすだけでログインできるシステムを実装。個人番号カードの配付開始後は、個人番号カードを使用予定。

成果・効果

- ✓ 実証実験に250人の市民が参加。アンケートでは8割以上がサービスの継続・実用化を希望。
- ✓ 個人番号カード配布時(2016年1月)までに上記情報システムの自立的・継続的な運営組織を設立予定。

群馬県前橋市は、総務省からの支援により、ICT街づくり推進事業(H25年度)を実施。



ICTまち・ひと・しごと創生推進事業

施策概要

H26補正予算額 5.0億円

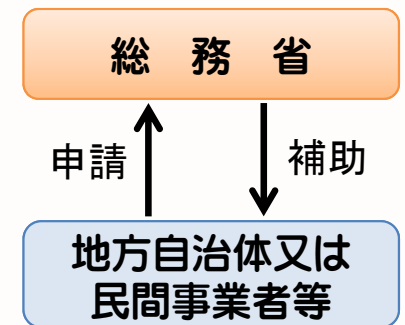
- ICTを活用した街づくりに取り組む自治体や事業者等の初期投資・継続的な体制整備等にかかる経費（機器購入、システム構築及び体制整備に向けた協議会開催等に係る費用）の一部を補助

○ 補助対象：地方自治体又は民間事業者等 ※2/25～3/20まで提案公募を実施

○ 補助率：原則 1/2

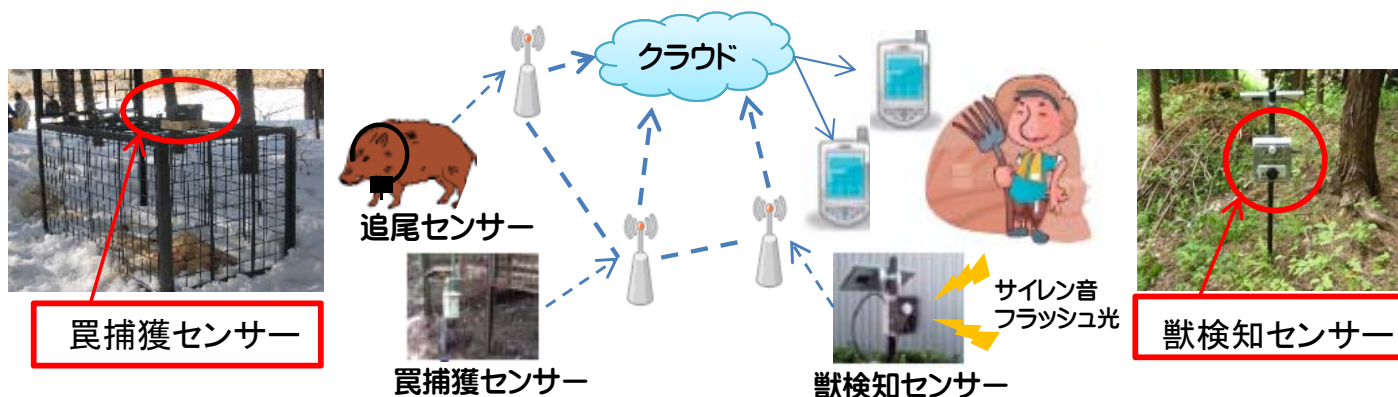
※想定例

- 農業分野におけるセンサーネットワークを活用した鳥獣被害対策等
- ICカードを活用した母子健康手帳の電子化及び複数自治体等におけるその共同利用の実現に向けた推進体制の整備等
- ICTを活用した企業活動スタイルの変革を実践しようとする地域の企業等による投資等（新規販路や顧客の開拓、新たな地方拠点の形成等）



《農業分野》

取組想定例：センサーネットワークを活用した鳥獣被害対策



《行政、医療分野》

取組想定例：母子健康手帳の電子化・共同利用



放送コンテンツの海外展開による観光振興(北海道モデル)

北海道アワー (HTB北海道テレビ放送)

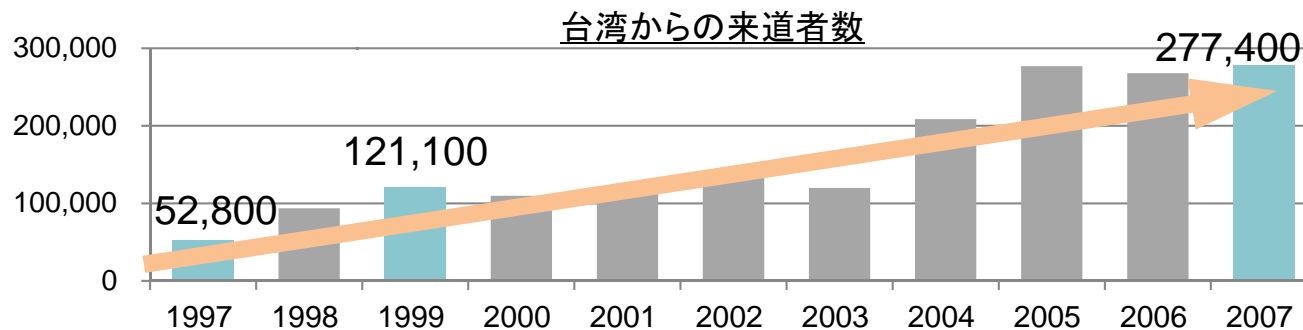
概要

- ✓ 台湾のケーブルテレビ(JET-TV)を通じて、北海道紹介番組「北海道アワー」を台湾など東アジア向けに毎週放送。
- ✓ 自治体、放送局、北海道経団連、商工会議所等による産官連携組織「東アジアメディアプロモーション北海道推進協議会」を設立して、事業を推進。(2003年協議会の取組終了)
- ✓ 現在は「公益社団法人 北海道観光振興機構」が北海道の観光振興の核として、放送と連携した観光を推進。



成果・効果

- ✓ 97年の放送開始後、台湾からの観光客が**2年間で2倍に増加**。**10年後には5倍超に増加**。
(出典:北海道観光局「北海道観光入込客数調査」)
- ✓ 新千歳空港で外国人観光客に調査したところ、約8割がJET-TVを見て北海道を訪問。
(出典:東アジアメディアプロモーション北海道推進協議会による調査)



(出典:北海道庁観光局「北海道観光入込客数調査報告書」)

- ✓ 北海道の地域経済、特に観光や周辺産業に**7,000億円(2.6兆円(H6)→3.3兆円(H17))の経済効果**。これにより、**約3万人(推計)の雇用を新たに創出**。
(出典:北海道観光局「北海道観光産業経済効果調査」)

地域経済活性化に資する放送コンテンツ等海外展開支援事業

施策概要

- 安倍政権の重要な政策課題である「地域の活性化」や「観光立国の推進」などを加速化させるため、関係省庁とも連携して地域経済の活性化に資する放送コンテンツの海外展開を強力に支援し、経済の好循環の波を全国に広げることにより日本経済の再生に貢献する。
- 具体的に、国内外の関係機関とも幅広く連携しながら、「地域の活性化」、「訪日外国人観光客の増加」（「ビジットジャパン」）や「日本食・食文化の魅力発信」、「日本の最先端の音楽・ファッション等の発信」（「クールジャパン」）等を目的とした放送コンテンツを製作し、海外に継続的に発信するモデル事業等を支援。

H26補正予算額
16.5億円

○民間企業等が主体となり、モデル事業等を実施。

※公募時期は検討中



ICTによる地方創生(徳島県神山町)【サテライトオフィス】

サテライトオフィスプロジェクトによる定住促進・人口増加

概要

- ✓ 徳島県は、カバー率98.8%のFTTH網と公設民営方式の光CATV(加入率88.3%)を全県域に整備し、全国屈指の高速ブロードバンド環境を実現。
- ✓ オフィス開設・運営費用への補助(通信費、古民家改修費用等)などの支援も充実
- ✓ 過疎地域にサテライトオフィスを整備、ICTベンチャー系企業の誘致を推進

首都圏のICTベンチャー系企業※を対象に本格展開

※クラウドサービス企業、情報配信サービス企業、Webデザイン企業、デジタルコンテンツ制作企業等

成果・効果

- ✓ 徳島県内4市町※に、27社が22拠点に進出
- ✓ 3年間で76世帯113名が移住(徳島市を除く)
- ✓ 52名の地元雇用を創出(H27.3.1現在)
- ✓ 神山町ではH23にS45以降、初めて「社会増」が「社会減」を超過(3年間で51世帯81名が移住)

※神山町、美波町、三好市、徳島市

神山町は、総務省からの支援により、

- ・基盤整備事業(H12, 16年度に総額約3億円、神山町の地域公共ネットワーク等を整備)、
- ・利活用事業(H19~21年度に総額約9千万円、神山ワーク・イン・レジデンスのWebシステム等を整備)を実施



古民家や蔵を改装したサテライトオフィス

ふるさとテレワーク推進事業

施策概要

- 地方における定住・移住が進みにくい大きな要因として、「仕事がない」「生活施設が少ない」「交通手段が不便」「医療機関が少ない」等があげられる。
- そこで、企業や雇用の地方への流れを促進するため、その受け皿となるサテライトオフィスや遠隔雇用の環境について、企業の特長や受け入れ自治体の規模等に応じたモデルケースの検証を行うことにより、地方創生に資する新たなテレワーク(ふるさとテレワーク)を推進する。
- あわせて、高齢者や障害者の方々、従業員の家族も含めた就労・移住を促進するため、教育・医療等の生活に直結するサービスを遠隔で提供する環境との連携も含めた検証を行う。

**H26補正予算額
10.0億円**

○民間企業等への
実証委託を実施

※公募中



ICTによる地方創生(福岡県福岡市)【無料公衆無線LANの展開】

Fukuoka City Wi-Fiによる観光振興・新事業創出

概要

- ✓ 福岡市は誰でも使える無料Wi-FiをH24年4月に開始し、地下鉄・JRの駅、空港、バスターミナル等の交通拠点や観光拠点など、73拠点、328アクセスポイントで展開。
- ✓ 多言語対応(5言語)による観光情報発信、簡素な認証(メール認証やパスワード不要)、官民による協働、海外とのローミング等の先進的なサービスを全国に先駆けて提供。
- ✓ 災害時には認証手続きなしで無料開放。

成果・効果

- ✓ 市民や観光客による積極的な利用
 - ・平均アクセス回数は約7千回/日、導入当初比約7倍の利用を達成
 - ・外国語の平均閲覧回数は約1千回/日、導入当初比約17倍(韓国語が最多)
 - ・利用者の満足度は82%
- ✓ 観光振興、新事業創出等への寄与
 - ・入込観光客数は1,740万人(H24)と、過去最高を達成
 - ・国際コンベンション開催件数は東京に次ぐ2位
 - ・国家戦略特区にも指定され、新規ビジネス創出に向けた外国人向け観光サービス実証を実施



観光・防災Wi-Fiステーション整備事業

観光拠点及び防災拠点における公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その事業費の一部を補助。

○H26補正予算:8.0億円、H27当初予算(案):2.5億円

○補助対象先 : ① 観光拠点:観光案内所、文化財、自然公園、博物館等 ※募集中
② 防災拠点:緊急避難場所、避難所、役場本庁舎等

○補助率:地方公共団体:1/2、第三セクター:1/3

<訪日外国人の動線を踏まえた整備箇所のイメージ>

空港



宿泊施設



スポーツ・レク施設



飲食店



観光拠点

自然公園



文化財



防災拠点

避難場所



駅・鉄道



バス



ショッピングセンター



コンビニ



博物館



観光案内所



避難所



投資インセンティブが大

- ・人口集中による通信量の輻輳を回避
- ・施設の集客力を高め、収益増に貢献

投資インセンティブが小

- ・公共的な観光資源への外国人受入を拡大
- ・災害時における防災拠点の環境を整備

施設所有者への働きかけ

整備を行う自治体等への支援

官民連携(PPP)による整備を計画的に展開

(自治体による整備計画の策定により、官民の役割分担を明確化)

民間主導

行政主導

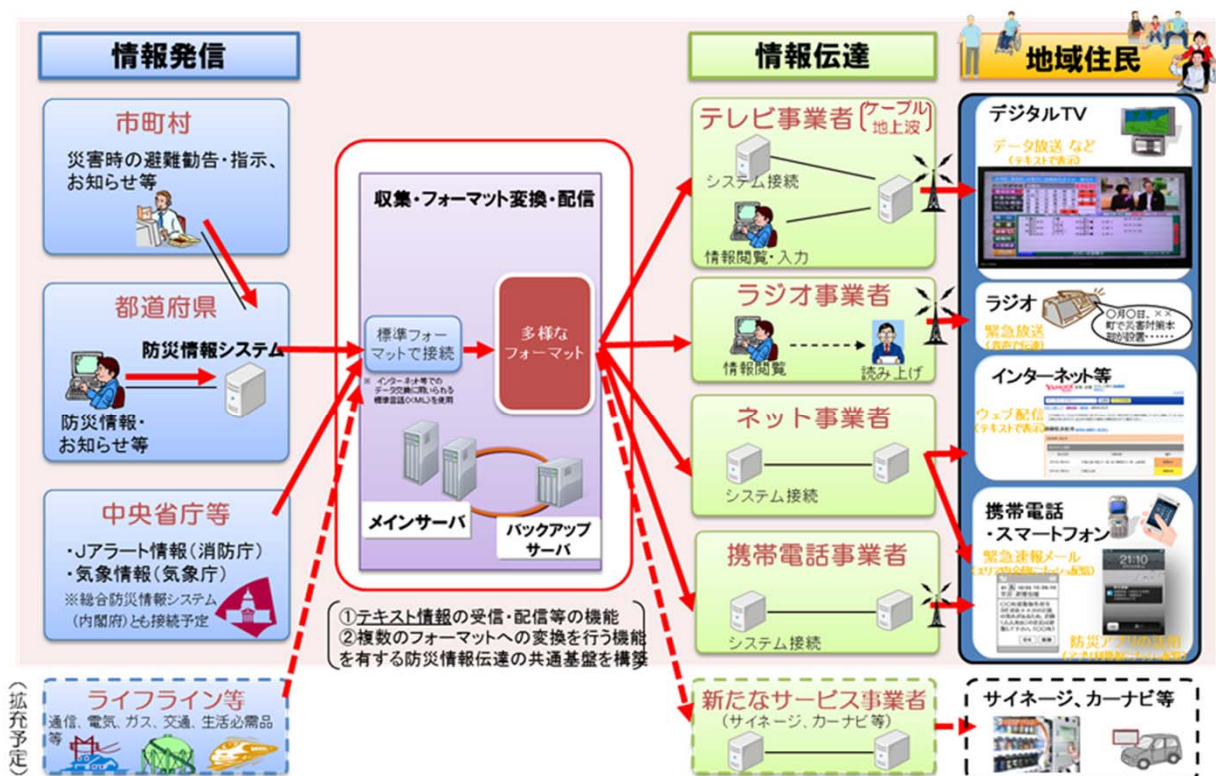
防災分野(Lアラートの普及展開)における取組

背景

- 近年頻発する災害を踏まえ、被害を未然に防止するためには、災害関連情報を住民に迅速かつ確実に伝達できる基盤を整備することが喫緊の課題。
- 総務省による実証実験等を経て、平成23年6月からLアラート(災害情報共有システム)の運営が開始。(運営は一般財団法人マルチメディア振興センター。)
- Lアラートは、現在、全都道府県で運用中または運用に向けて準備中。平成27年度からライフライン情報として通信分野の情報提供が開始。
- 自治体による迅速かつ確実な情報発信の確保やG空間情報を活用した視覚的な情報伝達の充実が課題。

総務省の取組

- 有識者による研究会を経て、平成26年8月、Lアラートの「普及加速化パッケージ」を公表。
- 全都道府県における運用開始や参加メディアの拡大を促進し、Lアラートの早期普及に取組。
- Lアラートが発信するライフライン情報の拡充に向けて、通信分野のほか、電力・ガス等の参加も促すべく、関連事業者等との連携を強化。
- 自治体等への入力支援や災害情報の視覚化等に向けて、自治体をフィールドとした実証を実施予定。



○資料全般について

→総務省大臣官房企画課 03-5253-5157

●地域力創造関係(地域経済の好循環拡大に向け必要な取組について)

→ 総務省地域力創造グループ地域政策課 03-5253-5523

●地方財政関係(まち・ひと・しごと創生事業費等について)

→ 総務省自治財政局調整課 03-5253-5618

●ICT関係(ICTによる地方創生等について)

→ 総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課 03-5253-5735